
令和6年大和町議会6月定例会議会議録

令和6年6月3日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

出席議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長 兼 徴 収 対 策 室 長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	甚 野 敬 司 君
子 ども 家 庭 課	小 野 政 則 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	阿 部 友 紀 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 庶 務 係 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前 9時57分 開 会

議 長 (今野善行君)

ただいまから、令和6年大和町議会6月定例会議を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番馬場良勝君及び10番今野信一君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から6月6日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日から6月6日までの4日間に決定いたしました。

「諸般の報告」

議 長 (今野善行君)

これから諸般の報告を行います。

町長より、報告事項があります。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

皆さん、おはようございます。

(「諸般の報告です」の声あり)失礼いたしました。

議長 (今野善行君)

まず最初に、財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

皆様おはようございます。

諸般の報告の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和5年度大和町一般会計予算につきまして、別紙繰越計算書のとおり繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてご報告を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

全部で18の事業がございます。それぞれの繰越額、完成予定時期を上から順にご説明申し上げます。

2款3項戸籍システム等改修につきましては、2,066万9,000円で令和7年3月末予定でございます。

3款1項非課税世帯等生活支援につきましては1,195万円で6月末を、3款2項児童福祉施設空調設備整備は3月末に完了いたしております。

4款1項新型コロナウイルスワクチン接種につきましては54万5,000円で6月上旬を予定いたしております。

5款1項ため池安全施設設置は、滝ノ沢大ため池ほかで2,562万5,000円、完成予定は9月末となっております。5款2項林道整備等は舗装新設工事ほかで2,873万3,000円、完成予定は7月末でございます。

6款1項企業進出意向調査は328万7,000円で6月末です。同じく6款1項四十八滝運動公園トイレ整備はトイレ設置工事ほかで3,027万1,000円、完成予定は8月末となっております。

7款1項土地購入等につきましては、町道下町裏通線の土地分筆登記ほかで75万3,000円、完了予定は7月末となっております。

7款2項道路改良は舗装修繕ほかで3億2,791万5,000円、完成予定は9月末となっ

ております。

7款3項河川改良につきましては、3月末で完了いたしております。

7款5項町営住宅改修につきましては、西原第一住宅1号棟の給排水改修工事で1,726万1,000円、完了予定は7月末を予定いたしております。

9款2項小学校空調設備整備工事実施設計は167万1,000円、7月末完了予定です。同じく9款2項吉岡小学校改築は、令和5年度事業分といたしまして8億3,038万9,000円で令和7年2月末に完了予定となっております。

9款3項中学校空調設備整備工事実施設計は47万5,000円で7月末完了予定です。

9款4項まほろばホール長寿命化事業につきましては1億5,238万9,000円で6月末を。同じく9款4項吉田教育ふれあいセンター整備につきましては、排水路整備で4月末に完了いたしております。

9款5項総合体育館外壁改修基本設計につきましては330万円で7月末完了予定です。

18の事業合計金額は、繰越議決額17億3,205万9,000円に対しまして、実際の繰越額は14億5,778万5,000円となっております。

財源内訳につきましては、国庫支出金が4億523万9,000円、県支出金が2,953万9,000円、地方債が2億7,640万円、その他といたしまして243万2,000円、一般財源が3億9,817万5,000円となっております。

一般会計分は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、3ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和5年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりましてご報告するものでございます。

4ページをお願いいたします。

1款2項土地画整理事業費の土地画整理事業に係ります宅地造成及び電柱移設につきましては、関係機関との調整、協議に不測の時間を要しましたことから年度内

完了が困難となったものでございます。完成予定時期につきましては9月末を予定いたしております。議決いただきました繰越金額2億3,756万3,000円に対しまして、実際に繰り越しました金額は2億3,730万2,000円でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金9,806万7,000円、地方債1億3,120万円、一般財源803万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

次に、上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

続きまして、5ページをお願いいたします。

予算繰越計算書についてであります。令和5年度大和町下水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして報告するものでございます。

6ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越額でございます。

1款資本的支出2項建設改良費の事業名といたしましては下水2号令和5年度公共下水道（汚水）管路布設工事（吉岡西部地区）及びその下段となります、下水3号令和5年度公共下水道（雨水）管路布設工事（吉岡西部地区）の2件の工事でございます。いずれも吉岡西部土地区画整理事業に関連する工事となっております。

下水2号は国道457号を利用しながらの工事ございまして、道路管理者との協議や工事の周知に期間を要しましたことから年度内完了が困難となったもの。

下水3号は土地の一部を借地するに当たり、地権者への説明、了解に期間を要しましたことから年度内完了が困難となり繰越したものでございます。

予算計上額は、下水2号2,300万円、下水3号で8,000万円、支払義務発生額は前払金でございまして、下水2号で410万円、下水3号で1,890万円、繰越額は下水2号で1,890万円、下水3号で6,110万円であります。財源内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。2件の合計といたしまして、予算計上額1億300万円、支払義務発生額は、前払金で2,300万円、繰越額は8,000万円、財源内訳は記載のとおりとなっております。なお、下水2号、3号とも9月末完了を予定としてございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和5年度大和町水道事業会計予算について、別紙繰越計算書のとおり繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりましてご報告するものでございます。

8ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定によります建設改良費の繰越額でございます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費の事業名は町道蒜袋相川線舗装修繕工事負担金及びその下段となります、大和町水道事業庁舎改修工事实施設業務のほか、難波・金取南浄水場仮設工事の3件であります。町道蒜袋相川線舗装修繕工事負担金は、送水管路補強工事に伴います道路舗装復旧に要します費用であります。水道事業での復旧範囲以外にも実施する必要がありますことから工事は道路管理者で行うこととなり、水道事業相当分を負担するものでございます。施工に際し、道路管理者と埋設物管理者など関係者との調整が必要となり、当該工事について年度内完了が困難となったため、負担金につきまして繰越したものでございます。

予算計上額、繰越額とも796万円であります。財源内訳は記載のとおりでございます。

次に、大和町水道事業庁舎改修工事实施設業務です。老朽化しております水道事業庁舎の改修を行うための実施設業務であります。設計に当たりまして、再生可能エネルギー導入の可能性や導入した場合の工事費全体額の算出に、設備なども踏まえた現況調査が必要となったため、年度内完了が困難となったものでございます。予算計上額は615万8,000円。支払義務発生額は前払い金でございまして140万円。繰越額は475万8,000円であります。財源内訳は記載のとおりであります。

次に、難波・金取南浄水場架設工事でございます。現在、急速ろ過施設として使用している当該施設につきまして、老朽化したことにより、浄水方法を見直しながら改修工事を行うものとして進めてございます。工事につきましては、既存施設を使用しながら仮設施設を整備した後に、既存設置場所に新たなろ過装置を設置することとしてございます。工事費用につきましては、補助金内定後の予算措置となりましたことや仮設施設の運用などの検討に期間を要しましたことから、年度内完了が困難となり繰越したものでございます。予算計上額、繰越額とも2,758万1,000円。財源内訳は記載のとおりとなつてございまして、3件の合計といたしまして予算計上額4,169万9,000円。支払義務発生額は、前払い金といたしまして140万円。繰越額は4,029万9,000円。財源内訳は記載のとおりでございます。なお、舗装修繕工事は8月末、水

道庁舎実施設計は6月末、浄水場仮設工事は令和7年3月末を完了予定としてございます。

以上報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長（遠藤秀一君）

続きまして、9ページをお願いいたします。

まちづくり政策課より、令和5年度株式会社大和町地域振興公社決算につきましてご報告申し上げます。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、別冊決算書のとおり報告するものでございます。なお、決算報告につきましては令和6年5月23日に開催されました定期株主総会におきまして承認されているものでございます。

それでは、別冊の決算報告書1ページをお願いいたします。

初めに、第32期事業報告でございます。第32期の事業報告につきましては、事業計画に基づきまして事業執行してまいり、目標をほぼ達成することができたところでございます。

その概要につきましては、町から受託事業であります七ツ森湖畔公園などの施設管理事業で6,543万2,000円、都市公園など指定管理者業務で4,508万2,000円。町民研修センターの受付、日直遵守業務610万6,000円。受託外業務といたしまして368万5,000円、町道維持管理業務で2,113万6,000円。収益事業では地場産品売上手数料、自動販売機売上手数料など合わせまして368万2,000円の販売額となったところでございます。その他、町の施設等の除草や修繕等の業務や個人の方々からご依頼がありました蜂の巣の駆除等を行ったところでございます。除雪業務におきましては、除雪日数が少なくなりましたことから133万円の売上げとなりました。また、3年目の事業となります七ツ森湖畔公園を中心としましたレンタサイクル「サブチャリ」では夏場の猛暑により、前年を下回る137件、158人の方々にご利用いただきましたが、新たに開設した四十八滝運動公園オートキャンプ場では413件、1,046人のご利用がございました。昨今の原油価格、物価高騰等の影響によりまして、資材や費用、光熱費等が増となっておりますが、結果といたしまして営業収支718万9,000円の当期純利益を計上することができたものでございます。

次に2の会議等の開催状況でございます。取締役会定期株主総会につきましては、

記載のとおり開催されたものでございます。

3につきましては、第32期の役員名簿でございます。

続きまして決算報告でございます。3ページの貸借対照表をお願いいたします。

初めに資産の部でございます。

流動資産につきましては、現金預金が1億8,090万7,664円。棚卸資産とその他の流動資産合計が1億9,132万7,169円でございます。

次に、固定資産につきましては、有形固定資産と無形固定資産を合わせました合計が636万6,999円となり、資産の部合計が1億9,783万6,952円でございます。

続きまして、表の右側上段の負債の部につきましては、流動負債と固定負債を合わせまして、合計3,851万19円でございます。

表下段の純資産の部につきましては、株主資本のうち資本金1,250万円、利益剰余金につきましては更新積立金400万円、社屋建設積立金1億1,500万円、繰越利益剰余金が2,782万6,933円で、そのうち当期利益につきましては718万9,713円ございました。利益剰余金合計は1億4,682万6,933円。純資産の部の合計は1億5,932万6,933円となっております。この結果、負債・純資産の部の合計は1億9,783万6,952円となったものでございます。

次に、4ページの損益計算書でございます。

初めに、経常損益の部でございます。営業損益のうち、売上高計1億4,579万4,603円で、売上原価につきましては116万7,121円でありましたことから、売上純利益は1億4,462万7,482円となったものでございます。販売費・一般管理費につきましては1億3,383万7,903円で、その内訳につきましては5ページの決算額に記載しております。このことによりまして、営業利益は1,078万9,579円ございました。

営業外損益のうち、営業外収益は8万8,427円、営業外費用はございませんでしたので経常利益は1,087万8,006円となったところでございます。

続きまして、特別損益の部でございます。特別利益は、草刈り機械等の売却益2万4,810円、特別損失は除草散布機等の廃棄に伴う1万7,403円を計上するものでございます。税引前の当期利益が1,088万5,413円、法人税等を差引きしました当期の利益は718万9,713円でございます。

続きまして、6ページでございます。

6ページにつきましては監査報告書でございます。

次に、7ページは令和6年度第33期の事業計画でございます。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、事業計画に基づきます収支見込書。

9ページにつきましては、令和6年度の販売費及び一般管理費となっております。
以上、大和町地域振興公社の決算につきましてご報告させていただきます。

なお、先月の5月23日開催の株主総会終結時に常務取締役山田哲男氏、監査役門間浩宇氏から辞任の申出があり、協議の結果、承認いたしまして、後任の監査役には大和町議会議長今野善行様、常務取締役は置かないことが承認されましたので申し添えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で、諸般の報告を終わります。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりでございます。

ここで町長より行政報告があります。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

改めましておはようございます。

本日ここに、令和6年大和町議会6月定例会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

まず初めに、去る5月20日から開催いたしました町民懇談会の概要についてご報告を申し上げます。

町内6か所で開催した町民懇談会につきましては、合計で145名の町民の皆様にご参加をいただき、今回の大きなテーマでもありました敬老事業、にぎわい創出事業についてご説明を申し上げ、その後、参加者の皆様から直接ご意見等をお伺いしたところであります。

敬老事業の見直しにつきましては、さきの全員協議会等と同様の内容で説明を行ったところ、敬老祝い金をはじめとした事業全体について、多岐にわたるご意見をいただいたところであります。頂戴したご意見を踏まえまして、今後、区長会等にも諮りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、にぎわい創出事業につきましては、昨年度実施いたしました吉岡中町地区周辺の道路整備計画の検討結果についてご説明申し上げたところであります。

にぎわい創出事業としましては、図書館整備は白紙とし、安全な通学路の確保の観点などから、早急な道路整備を優先し、あわせて、旧エンドーチェーンを拠点とした

空間整備について、おおむねご理解をいただいたところであります。

次に、吉岡西部土地区画整理事業につきまして、ご報告を申し上げます。

令和5年5月に造成工事に着手後、区域内の道路、下水道をはじめとしたインフラ整備が計画どおり進捗しております。

本年2月には、地権者の皆様へ仮換地指定の通知を行ったほか、地域内の移転対象となる皆様に補償内容等について説明を行い、ご理解、ご協力をいただきながら、土地区画整理事業の進捗に合わせた移転等の完了に向け、引き続き取り組んでまいります。

さらには、4月には土地区画整理事業地内を、移転先地としております黒川消防本部の起工式が行われました。

また、土地区画整理事業区域内を通る都市計画道路北四番丁大衡線は、当事業による整備の推進とともに、宮城県が施工する吉岡大衡工区につきましては、現在、用地買収を始め、道路整備に向けた準備が執り行われているところであり、早期完成に向け今後も協力してまいりたいと考えております。

次に、吉岡小学校改築事業についてであります。

現在、令和7年2月の完成予定で校舎、プール等の新築を進めており、4月末日現在の進捗率は22.3%となっております。現在の6年生が新校舎で卒業を迎えられるよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、町内立地企業の動向についてご説明申し上げます。

仙台小林製薬株式会社様におかれましては、5月21日に医薬品新工場が落成し、外用製剤、無菌製剤の製造を行い、国内はもとより、東南アジア各国向けに出荷を行う予定であり、今後、製造装置等の検証期間を経て、来年1月の本格稼働に向けた準備を行っているところであります。新たな生産設備の規模は、建築面積が約1万5,000平米で、新たな従業員の雇用が予定されるなど、同社の今後ますますのご発展をご祈念いたしております。

次に、奨学金支援補助金についてであります。

令和7年度開始を目標に、教育機会の充実並びに定住移住の促進及び町内等企業の人材確保のため、本町に定住をし、奨学金の返済を行っている40歳未満の方々を対象とした新たな事業開始に向けた制度設計を行い、事業内容を取りまとめたところであり、今議会開会中に議会全員協議会でご説明させていただく予定であります。

次に、5月末現在の作付の状況についてであります。今年は3月以降好天の日が多かったこと、また、例年より気温が高い日が多かったため、育苗も順調に推移いた

しました。少雪による水不足も心配されたところですが、田植作業は順調に進み、宮城県の概況発表では、平年並みに田植終期を迎えたとのことであります。田植後の生育も平年より高めの気温の日が多いことから、おおむね良好と見られますので、今後とも好天に恵まれ、実りの秋を迎えられるよう期待をしております。

それでは、本日、提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

報告第5号から報告第6号は令和5年度補正予算について、報告第7号から報告第10号は税条例ほかについて、報告第11号から報告第12号は損害賠償について、それぞれ専決処分を行いましたのでご報告するものであります。

議案第46号は、組織体制の見直しを行うもので、大衡村に進出するP SMC株式会社様の関連企業をはじめとした企業への対応件数の増加、都市計画区域の定期見直しの機会以外の工業用地の確保などを目的に、企業誘致における業務に特化した組織として取り組み、専門性・効率性の高い体制とするため、商工観光課内に企業立地推進室を設置するため、大和町課設置条例の一部を改正を行うものであります。

議案第47号の一般会計補正予算につきましては、4億9,449万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を160億3,996万5,000円とするものであります。

歳出の主なものにつきましては、総務費は定額減税で減税し切れない方々への給付金といたしまして差額を給付する定額減税補足給付事業費の追加、民生費では非課税世帯等生活支援事業費といたしまして、令和5年度に該当せず、新たに令和6年度の住民税が非課税となる世帯に10万円を給付する、非課税世帯等生活支援事業を追加するほか、もみじヶ丘児童館の長寿命化改修工事としまして、空調設備、照明のLED化をはじめとした改修工事費用を措置するもの。衛生費では、新型コロナワクチン接種につきまして、これまでの全額公費負担が終了し、今年度から65歳以上の高齢者等の重症化リスクが高い方を対象に、接種費用個人負担により実施することとなりますことから、接種者に対する一部助成費用を追加措置するものであります。このほか、今年度から支給することになりました会計年度任用職員に係る勤勉手当を追加措置いたしております。

議案第48号国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に係るシステム改修費用を追加措置するもの。

議案第49号介護保険事業勘定特別会計につきましては、会計年度任用職員に係る勤勉手当を追加措置するもの。

議案第50号吉岡西部土地区画整理事業特別会計につきましては、移転補償費につい

て債務負担行為の補正を行うもの。

議案第51号水道事業会計につきましては、会計年度任用職員に係る勤勉手当を追加するもの。

議案第52号宮城県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う所要の変更を行うもの。

以上が提出しております議案の概要でございますが、本議会の期間中に契約案件を追加提案させていただき予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。よろしくお願いたします。

議長（今野善行君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第 3 「報告第 5号 専決処分の報告について（令和5年度大和町一般会計補正予算）」

日程第 4 「報告第 6号 専決処分の報告について（令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算）」

日程第 5 「報告第 7号 専決処分の報告について（大和町税条例の一部を改正する条例）」

日程第 6 「報告第 8号 専決処分の報告について（大和町都市計画税条例の一部を改正する条例）」

日程第 7 「報告第 9号 専決処分の報告について（大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」

日程第 8 「報告第10号 専決処分の報告について（大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例）」

日程第 9 「報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

日程第10 「報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

議長（今野善行君）

日程第3、報告第5号 専決処分の報告について（令和5年度大和町一般会計補正予算）から日程第10、報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

報告第5号、議案書歳入、財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは議案書の1ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告をいたすものであります。

ページの中ほど、専決処分書のとおりでございまして、専決処分の日は令和6年3月29日でございます。

2ページをお願いいたします。

令和5年度大和町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2,289万9,000円を追加しまして、予算の総額を150億4,152万5,000円とするものでございます。

第2項、予算補正の款項の区分につきましては、議案書3ページから5ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては変更でございまして、第2表によるものでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。公共施設等適正管理推進事業債につきまして、補正前の額が2億4,620万円でしたが、事業費の確定によりまして2億4,610万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書、専決第1号、3ページをお願いいたします。

初めに歳入であります。

3ページの2款地方譲与税から、4ページの中ほどにございます9款環境性能割交付金までにつきましては、国または県から交付されます各種譲与税及び交付金の確定

によりまして増減の措置をいたしております。8つの款の合計では、5,229万5,000円の追加となるものであります。

続きまして、11款地方特例交付金につきましては、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、額の確定により追加をいたすものでございます。

12款地方交付税につきましては、額の確定による減額でございますが、特別交付税が6,793万1,000円の減額。震災復興特別交付税は299万9,000円の増額となっております。

13款交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定により、28万7,000円の増額でございます。

5ページをお願いします。

16款2項1目総務費国庫補助金につきましては、10節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金が37万8,000円の減額。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては2,982万円の増額。4目土木費国庫補助金につきましては、3節都市計画費補助金で額の確定による減額でございます。

17款2項7目市町村振興補助金につきましては、交通安全対策事業費ほか8事業の事業費の額が確定し、それぞれ増減がございますが、合わせまして144万8,000円を減額いたすものであります。

次に、19款1項3目教育費寄附金につきましては、1件の寄附がございましたことによる増額。同じく4目ふるさと寄附金につきましては、1節ふるさと寄附金、2節企業版ふるさと寄附金の額の確定により、増額するものであります。

20款2項4目ふるさと応援基金繰入金につきましては、230万円を。

6ページをお願いいたします。

5目森林環境譲与税基金繰入金につきましては869万8,000円をそれぞれ事業費の確定により増額するものであります。

22款5項2目雑入につきましては、1節雑入で最終処分場周辺地域環境整備事業費の額の確定による増額です。

23款1項町債につきましては、先ほど議案書の6ページでご説明いたしました内容でございますが、2目教育債の減額でございます。

24款自動車取得税交付金につきましては、1節旧法による自動車取得税交付金の額確定による増額であります。

歳入は以上でございます。

続きまして7ページ、歳出でございます。

2款1項3目財政管理費につきましては、24節財政調整基金に積立てを行うもの
あります。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

まちづくり政策課長遠藤秀一君。

まちづくり政策課長 （遠藤秀一君）

続きまして、6目企画費についてでございます。ふるさと寄附事業費についてで
ございます。7節につきましては寄附申出いただいた方への返礼品調達費用につきまし
て、10節につきましては事務用の消耗品代、11節の通信運搬費はオンラインネットの
通信費用、広告料はふるさと寄附ポータルサイトの広告料、手数料はクレジット決済
費用でございます。12節はふるさと寄附に係ります返礼品調達事務、発送業務等につ
きましてそれぞれ令和5年度の実績により、確定減額を行うものでございます。24節
につきましては、返礼品等の経費を控除いたしました寄附金の額の確定に伴い、差額
をふるさと応援基金積立金へ積立てするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、9目交通対策費、13目諸費につきましては、それぞれ事業費の確定に
よる財源調整でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

次、福祉課長早坂 基君。

福祉課長 （早坂 基君）

続きまして、3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費につきましては、非課税世帯等生活支援事業の実績見込みにより、財源調整を行ったものでございます。

同じく、4目障害者福祉費につきましては、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業費、知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業費、難聴児補聴器購入助成事業費の確定により、財源調整を行ったものでございます。

以上よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費、2目予防費、8ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、同じく4目畜産業費、5目農地費につきましては、事業費確定による財源調整。6目水田農業対策費は、18節で事業費確定による減額であります。2項1目林業振興費につきましては、財源調整でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長蜂谷祐士君。

商工観光課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、6款商工費1項3目観光費の14節につきましては、四十八滝運動公園トイレ新設工事、入札後の下段によります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、7款2項4目交通安全施設整備事業費につきましては、財源の組替えによるものでございます。

次に、4項5目街路事業費でございます。14節につきましては、工事請負金額の確定によります減額と、あわせまして財源の組替えを行ったものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

9ページをお願いいたします。

続きまして、9款1項2目事務局費は、事務局運営費の補正でございます。24節は、歳入の寄附金を財源とする学校教育振興基金積立金20万円の追加をいたしたものでございます。

次に、4項4目まほろばホール管理費につきましては、財源調整であります。

一般会計につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

あわせまして、別冊の大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書、専決第1号につきましてもご準備をお願いいたします。

報告第6号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、次のとおり専決処分を行いましたので同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

ページ中ほどの専決処分のとおりでございまして、専決処分の日は令和6年3月29日でございます。

8ページをお願いいたします。

令和5年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額は増減なしとい

たしまして、予算の総額は24億1,401万3,000円でございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、9ページの第1表によるものでございます。

事項別明細書14ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目2節は、県からの保険給付費等交付金、特別交付金の額確定により、3,179万円を減額したものでございます。

6款2項1目1節は、国民健康保険財政調整基金からの繰入金といたしまして、保険給付費等交付金の減額分と同額の3,179万円を増額したものであります。

次に、歳出でございます。

5款2項1目は、歳入補正によります充当財源の内訳の変更でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

税務課長村田充穂君。

税務課長兼徴収対策室長（村田充穂君）

議案書10ページをお願いいたします。

報告第7号 専決処分の報告についてでございます。

大和町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方税法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されました町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和6年3月30日に専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

今回の一部改正につきましては、令和6年3月定例会議中に開催をいただきました、議会全員協議会におきましてご説明申し上げました令和6年度税制改正大綱に沿った改正でございまして、令和6年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き4月1日から施行されるところであり、令和6年度課税に支障のないように対応いたすために改正を行ったものであります。

また、関連いたします条例の一部につきましては、総務省より一部改正の準則が示されており、引用条項及び文言の見直しなど、その準則にのっとり今回の一部改正の専決処分を行っております。

それでは、大和町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第34条の7、寄附金税額控除は公益信託制度の見直しに伴う所得税法の改正に伴い、公益信託に係る寄附金税額控除の見直しを行うものであります。

第51条、町民税の減免について、町長が必要と認める場合に職権による減免を可能とする規定を加えるものです。

12ページをお願いいたします。

第56条は、私立学校法改正により、対象条文が移行したことに合わせ、引用条項を改めるものです。

13ページをお願いいたします。

71条、固定資産税の減免及び次の第139条の3、特別土地保有税の減免は、それぞれの税目におきまして町長が必要と認める場合に、職権による減免を可能とする規定を加えるものです。

14ページから15ページをお願いいたします。

続きまして、附則の改正でございます。旧附則第4条の2は、地方税法の改正に伴い公益法人等に係る町民税の課税の特例の規定を削るものです。

附則第5条の2、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例は、本年1月に発生しました能登半島地震災害の被災者の負担軽減を図るため、当該災害により受けた損失の金額について納税義務者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以降の年度分の雑損控除の控除及び雑損失の金額の控除の特例措置を新たに規定するものです。

附則第6条、一般用衣料品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例は、法の改正により、引用条項のずれに生じたため改めるものです。

16ページをお願いいたします。

附則第7条の5、令和6年度分の個人の住民税の特別税額控除は、令和6年度に限り、個人の町民税の所得割から納税者本人並びに同一生計配偶者または扶養者1人につき1万円を控除する特別税額控除の規定、いわゆる定額減税の規定を新設するものです。

17ページから18ページをお願いいたします。

附則7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に係る特例は、特別税額控除を行った個人の町民税の普通徴収に係る納税通知書の期割に関する特例の控除を新設するものです。

19ページから24ページをお願いいたします。

附則第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に關す

る特例は、特別税額控除を行った年金所得に係る個人の住民税に係る特別徴収の期割に関する特例の規定を新設するものです。

25ページをお願いいたします。

附則第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除は、令和7年度分の個人の町民税においても控除対象配偶者以外の同一世帯配偶者を有する者につきましては、特別税額控除を行う規定を新設するものです。

26ページをお願いいたします。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、第2項はこの条例の改正により、引用条項にずれが生じるため改めるもの。第3項は、特別税額控除の算定に用いる所得割について、当該規定の適用後とする読み替え規定を追加するものです。

27ページをお願いいたします。

附則第10条の2、法附則第15条第2項、第1項等の条例で定める割合は、法の改正により、引用の項を改めるもののほか、第14項は再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についての割合を新たに規定するもの。第24項は、心地よく歩きたくなる、まちなか創出のための課税標準の特例措置の割合を新たに規定するものです。

28ページから29ページをお願いいたします。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の税額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定要件に該当すると認められる場合には、特例の適用ができるよう規定を新設するほか、法施行規則の改正による項ずれを改めるものです。

30ページをお願いいたします。

附則第11条、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義は、見出しの適用年度を行うもので、令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるものです。

附則第11条の2、土地の価格の特例は、見出し並びに第1項の適用年度の改正を行うもので、令和4年度または令和5年度を、令和7年度または令和8年度に改めるもの。第2項は、令和4年度を令和7年度に、令和5年度分を令和8年度分に改めるものです。

31ページから32ページをお願いいたします。

附則第12条、宅地等に対して課する各年度分の固定資産税の特例は、見出し並びに

第1項の規定の適用年度の改正を行うもので、令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるもの。その他、新型コロナウイルス感染症の影響により行っていた負担調整の特別な措置に係る規定を削るものです。第2項及び第3項は、適用年度の改正を行うもので、令和4年度及び令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるもの。第4項及び第5項も適用年度の改正を行うもので、令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるものです。

33ページをお願いいたします。

附則第12条の2、用途を変更した宅地等に係る税負担の調整措置は適用年度の改正を行うもので、令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるものです。

附則第13条、農地に対して課する各年度分の固定資産税の特例は、見出し並びに第1項の適用年度の改正を行うもので、令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるもの。また、新型コロナウイルス感染症対策として行っていました、負担調整の特別な措置に係る規定を削るものです。

34ページをお願いいたします。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例は、第1項の適用年度の改正を行うもので、令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるもの。第2項は、土地の取得期間を令和6年3月31日を令和9年3月31日までに延長するものです。

35ページから41ページをお願いいたします。

附則第16条の3から第20条の3につきましては、特別税額控除の対象となる所得割の額につきまして、16条の3は上場株式等に係る配当所得等の分離課税分の所得割の額を、16条の4は土地の譲渡等に係る事業所等の分離課税分の所得の割合を、第17条は長期譲渡所得に係る分離課税分の所得の割合を、第18条は短期譲渡所得に係る分離課税分の所得の割合を、第19条は一般株式等に係る譲渡所得等に係る分離課税分の所得の割合を、第20条は先物取引に係る譲渡所得等に係る雑所得等の分離課税分の所得の割合を、第20条の2は特例適用利子等及び特例適用配当等の分離課税分の所得の割合を、第20条の3は条例適用利子等及び条例適用配当等の所得割の額をそれぞれ含むこととする読み替え規定を新たに規定するものです。

42ページをお願いいたします。

附則でございます。第1条は、この条例の施行日で、原則、令和6年4月1日の施行としておりますが、第1号は私立学校法の改正に伴うもので、施行日は令和7年4月1日から。第2号は公益信託に関する法律の改正に伴うもので、同法の施行日の翌

年の1月1日から施行するものです。

第2条は、町民税に関する経過措置を。第3条は、固定資産税に関する経過措置を、括弧に基づき適用するものです。

以上、大和町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

午前10時58分 休 憩

午前11時13分 再 開

議 長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長村田充穂君。

税務課長兼徴収対策室長 (村田充穂君)

議案書44ページをお願いいたします。

報告第8号 専決処分についてでございます。

大和町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、地方税法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されました町長の専決処分事項について、別紙のとおり令和6年3月30日に専決処分をいたしましたのでご報告いたします。

この一部改正につきましても、さきの報告第7号と同様に令和6年度の税制改正に伴うもので、地方税法の一部を改正する法律の公布により、引用条文及び土地の課税標準額等に対する特例の適用の一部改正でございまして、総務省より示された準則にのっとり一部改正の専決を行っております。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

附則の改正でございます。旧附則第3項を削り、附則第3項及び第4項並びに第6項は法の改正により、引用の条項を改めますとともに、第5項に居心地よく歩きたくなるまちなか創出のための課税標準の特例措置の割合を新たに規定するものです。

附則第8項は、宅地等の都市計画税条例の特例に係る適用年度の改正を行うもので、

令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度に改めるもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響により行っていた負担調整の特別な措置に係る規定を削るものです。

46ページをお願いいたします。

附則第9項及び第10項は、商業地及び住宅地等の都市計画税の特例に係る適用年度の改正を行うもので、令和4年度分から令和5年度分を、令和6年度から令和8年度までの各年度分に改めるもの。

47ページをお願いいたします。

附則第11項及び第12項は、商業地の課税標準の特例に係る適用年度の改正を行うもので、令和3年度から令和5年度を、令和6年度から令和8年度までに改めるものです。

48ページをお願いいたします。

附則第13項は、農地の都市計画税の特例に係る適用年度の改正を行うもので、令和3年度から令和5年度までを、令和6年度から令和8年度までに改めるもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響により行っていた課税標準の特別な措置に係る規定を削るものです。

附則第16項は、法の改正により引用の条項を改めるもの。

49ページをお願いいたします。

附則第17項は、法の改正により、引用条項にずれが生じるため改めるものです。

附則でございます。第1項は、この条例の施行期日で令和6年4月1日から施行するものです。第2項から第4項は、経過措置を規定するものです。

以上、大和町都市計画税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

引き続き、議案書50ページをお願いいたします。

報告第9号 専決処分の報告についてでございます。

大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、別紙のとおり令和6年3月30日に専決処分いたしましたのでご報告いたします。

この改正につきましても、先ほどと同様、令和6年度税制改正に伴うもので、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行による課税限度額の引上げと、減税措置に係る軽減判定額の見直しの一部改正でございまして、総務省より示されました準則にの

つとり、一部改正の専決処分を行っております。

それでは、大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

51ページから52ページをお願いいたします。

第2条課税額は、後期高齢者支援分に係る課税限度額につきまして22万円を24万円に改正するものです。

23条国民健康保険税の減額は、第1項中、減額計算後の後期高齢者支援分の課税限度額について22万円を24万円に改正するもの。

第2号及び第3号につきましては、減額措置に係る軽減判定基準額に用いる人数加算額の見直しを行うもので29万円を29万5,000円に、53万5,000円を54万5,000円に改めるものです。

附則でございます。第1項は、この条例の施行期日で令和6年4月1日から施行するものです。第2項は経過措置を定める規定です。

以上、大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

引き続き、議案書53ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告についてでございます。

大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例について、地方税法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されました町長の専決処分事項について、別紙のとおり、令和6年3月30日に専決処分いたしましたもので報告いたします。この条例の一部改正につきましては、減収補填制度の適用期間を規定しております地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める政令が改正され、令和6年3月30日に公布、4月1日から施行されますことから、令和5年度末で満了を迎える減免適用の認定期間の延長の改正を行うものです。

それでは、大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例につきましてご説明を申し上げます。

54ページをお願いいたします。

第2条固定資産税の減免等は、減免適用の認定期間を令和8年3月31日までに延長するものです。

55ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上、大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例の説

明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、議案書56ページをお願いいたします。

報告第11号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第108条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

57ページが専決処分書でございます。

地方自治法の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1の専決処分事項につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲におきまして、その額を定めること及びこれに伴う和解することでございます。

2の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3の事故の概要につきましては、令和5年5月23日午前9時30分頃、大和町吉田字寺野東32番地、大和町吉田コミュニティセンター内の玄関におきまして、相手方が外靴に履き替えようとした際、玄関のスロープ上で足を滑らせて転倒し、右手首を骨折いたしましたものでございます。

損害賠償額につきましては、骨折の後、リハビリ等もございましたので、この時期になりましたが、34万2,671円の賠償額でございます。

5の和解の内容につきまして、大和町は相手方に対し、治療に要した費用34万2,671円の支払い義務があることを認め、これを支払うこと。併せて、入院医療補償保険金12万円を支払うことといたすものでございます。また、町、相手方、両当事者につきましては、本件について今後、裁判上・裁判外を問わず異議申立て請求を行わないこととし、和解することといたしましたもので、専決の日は令和6年4月8日でございます。

続きまして、議案書58ページをお願いいたします。

報告第12号 専決処分の報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので同項第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

59ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1の専決処分事項につきましては、報告第11号と同様となっております。

2の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3の事故の概要につきましては、令和6年4月9日午前11時47分頃、職員が公用車を運転し、町道吉田落合線を東側に向かい、国道4号に進入する右折レーン、大和警察署の前を走行中、大和町吉岡まほろば一丁目2番地の1を北に向かい、左側車線から右折レーンへ車線変更してきた相手方自動車と接触し、相手方自動車の車両前部損傷及び公用車の助手席側ドアから後部ドアにかけ損傷いたしましたものでございます。

損害賠償の額につきましては、1万7,596円でございます。

5の和解の内容といたしまして、過失割合を大和町1割、相手方9割とし、大和町は相手方に対し1万7,596円の支払い義務があることを認め、これを支払うこととしたし、また、町、相手方、両当事者は本件につきまして、今後、裁判上・裁判外を問わず異議申立て、請求を行わないこととし和解することとしたものでございまして、専決の日は令和6年5月15日でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、報告第5号から報告第12号までを終わります。

日程第11「一般質問」

議長（今野善行君）

日程第11、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

それでは、先頭を切って一般質問を通告に従ってさせていただきます。

3件ございますが、分厚い答弁書を頂戴しております。厚い答弁書ということは、答えがよくないという証左でもありまして、これから幾つか町長と議論を戦わせたいと思います。

まず1件目、JCHO仙台病院まで町民バス延伸を、についてです。

町はバスターミナルと宮城大学の間、町民バスを11便運行しております。運行に際して、町民の他市町村への移動が原則、民間路線バス利用を前提にすることや、民業圧迫とならないよう配慮することは理解ができます。しかし、町民の要望を丁寧に聞いて利便性向上を図ることも大切なことと思います。これまで2度になりますが、同趣旨の一般質問をいたしましたところ、民間バスの増便を要望するというご回答やアンケート結果は、町民のニーズがないという答弁をいただいております。改めて、JCHO仙台病院まで延伸実現を期して、期待して3要旨伺います。

まず1つ目、民間バスの増便を要望したというふうにございましたけれども、その際のどのような回答であったのか。

2要旨目、アンケートの結果、町民ニーズがないとのご回答でありましたが、JCHO仙台病院を対象に受診者の体調配慮や通院受付時間の利便性、黒川病院とは異なる高度先進医療受診の考慮等を踏まえ、もう一度丁寧に町民の皆さんの意見を聞いてはどうか。

3要旨目、民業圧迫の可能性についてでございますが、宮城大学まで民間バスが運行している事実にもかかわらず、町民バスが運行をこれまでしてございました。その中で今回質問をしております、JCHOまで約1.5キロ延伸することを民業圧迫というのは、路線バスがある中で町民バス走らせていたにもかかわらずというところを考えれば、矛盾するのではないかと。この3点について質問をいたします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、渡辺良雄議員のJCHO仙台病院まで町民バス延伸をについてお答えをさせていただきます。

まず、1 要旨目の民間バスの増便を要望した際の回答でございますが、運行会社からは需要を適切に把握してダイヤ編成を行っており、増便の要請をいただくのであれば支援が必要との回答でありました。町としましては、学生の授業に合わせて町民バスの運行を行っておりますが、朝夕の登下校以外は民間バスのJCHO仙台病院行きの発着時間に合わせて運行することにより、乗り継ぎが行えるよう町民バスのダイヤ改正を検討してまいります。ただし、現在、民間バスが宮城大学からJCHO仙台病院行きで、診療時間内で発着する便は12時39分、14時29分及び15時29分の3便となっております。増便は難しいにしても午前の時間帯につきましてもご検討をいただくよう、再度、民間バス会社へお願いをしたいと考えております。また、町民バスの仙台市内乗り入れ運行につきましても、民間バス会社との協議、同意を得て、仙台市の公共交通会議での承認手続も必要でありまして、機会を捉えて話し合いを行いたいと考えております。

次に、2 要旨目のアンケートの結果、町民ニーズがないとの回答であったが、でございますけれども、令和4年5月の町民バス、デマンドタクシーに関するアンケート調査では、JCHO仙台病院への要望はなかったものでございますが、令和5年6月から7月にかけての時期、地域、公共交通サービス計画策定のためのアンケートを町民を対象に無作為抽出により1,500名の方へ郵送し、郵送またはウェブ回答に544名、詳しくは郵送379名、ウェブ165名、回答率としましては36.2%の回答で、そのような方々からご回答をいただきました。その中では、町外の病院への乗り入れの要望は5件ございまして、JCHO仙台病院への乗り入れの要望が3件ございました。議員のご質問のとおりJCHO仙台病院は、地域の高度先進医療の中核的な役割を果たす専門性の病院であり、通常の通院というよりは入院治療や、その後の経過観察のため数か月に1度程度通院する病院であること。アンケート結果では、町外のほかの病院や店舗等への乗り入れの要望もあり、JCHO仙台病院だけの乗り入れは難しいものであることをご理解願います。なお、町内の一部の民間タクシー会社では、宮城大学から仙台市内の病院までの送迎は可能とのことでもございますし、町民バスと町内タクシー会社でのご利用をご検討いただければというふうに考えております。

3 要旨目の民業圧迫の可能性についてでございます。町民バスは、もみじヶ丘一丁目から宮城大学へ、民間のバスは仙台市泉パークタウン内工業団地から宮城大学へ、一部路線は重複することになりますが、乗り入れ先のバス停等が違いますことから、

特に民業圧迫となるものではございません。町民バスやデマンドタクシーにつきましては、A I、人工知能の機能等を活用した当日の予約による運行を実施している市町村の事例もありますが、先進的な運行を行っている成功例でも、町外乗り入れの課題がありますことから、黒川地域市町村と連携をし、町民バスやデマンドタクシー運行委託業者とも十分な協議を行いながら、A I機能の導入について検討を行う考えでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）
渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

今、丁寧な答弁を頂戴いたしましたけれども何点か質問をさせていただきます。

まず、ただいまいただいた答弁の中で1 要旨目に関わる箇所ですけれども、増便の要望をいただくのであれば支援が必要とのご回答であったということですが、この支援というのはこれは具体的には補助金をよこせということで理解してよいのかどうかお尋ねをいたします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員からの再質問にお答えさせていただきます。

当初の回答でお話しさせていただきましたとおり、今現状、午後3便の体制でありまして、最終的にはあそこを通じて泉中央に行く便として、仮にJ C H O 仙台病院に寄っていくような便になっておるのが現状であります。午前中の通行等をお願いをしたところでもありますけれども、お察しのとおり、支援というところは一部やっぱり費用の負担をご希望されるところが大きいのではないかなというふうに話の内容としては、そのように解釈をさせていただきます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

そういう民間バスから支援を欲しいという要望もやっぱり出てくるわけですね。これは一つ理解をいたしました。

次にですけれども、答弁の中で3便あるということだったんですけれども、これ間違いではないかどうかもう一度、担当者にもお伺いをしたいんですけれども、私調べた限りはこのバスの時刻表を調べて、明通から西に向かってそして宮城大学のほうへ南に向かって下がってくる宮城交通バス、これは宮城大学の反対側に、専門学校に止まるわけですが、止まってそれからJCHO病院に行くのは12時20分の1便しかないとは私は認識しているんですが、このバスの時刻表でもそうなっております。それで、ほかのこの3便についてはJCHO病院には行かずにそのまま泉中央のほうに行ってしまう。私はそのように理解しておるんですが、ひょっとしてお間違い、私が間違えなのか、担当者の方どっちでしょうか。ちょっともう1回だけ、これは私も後で確認をしますけれども、再確認をちょっとお願いしたいなど。ここは緊要なところでございまして、12時20分に1便なのと3便出ているとなると、随分違ってしまうんですが、いかがでしょうか。

議長 (今野善行君)

浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

担当課のほうともいろいろ協議をしておったんですが、通常我々が想像していたルートとちょっと違う方向でJCHOに寄られ、泉中央に周遊される過程でこういうJCHO病院の前を通られるバスであったように確認をしておりますけれども、ちょっと具体的にはちょっと自信がない部分もありますので、3便あるのかという部分は正しいかどうかはちょっとこれから、大変申し訳ありませんが別途確認をさせていただきたいと思いますが、今現状は午前便はないというところは事実でありますし、増便というところの要請をしているのに対しても回答としては今、変わらないという現状の中で、またお話をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（今野善行君）
渡辺良雄君。

11番（渡辺良雄君）

私が間違っているかもしれませんが、私は質問に当たって、これ緊要なところで12時20分の1本しかないということによっての質問趣旨を組み立てていたものですから、3便あるとなると、質問が、私の質問が崩れてしまうというようなこともありまして、これはもう一度私のほうも確認をさせていただきます。

実は、3件の質問要旨からちょっと外れていくかもしれませんが、増便要請というか、JCHO仙台病院に今通院をなさっている方、何人かいらっしゃるんです。その方々、それからそうじゃない方々から、実は3月の選挙ございまして、選挙で私も争点として私の主張として訴えた際に、ぜひ頑張ってくれというようなお声も頂戴したものですから、やはりこれはもう一度質問をさせていただこうと、その後にアンケート調査2次調査もやられているということだったんで、それはそれで結構なことだったんだなというふうには思いましたけれども、引き続き質問をさせていただきます。

増便要請についてなんですけれども、1つお話をさせていただきますと、通院なさる方は9時前に、あれ何ていうんですかね、受診票を出したいんだと。だから9時までにはJCHO病院に行きたいと。それが12時20分のバスで、しかも町民バスを降りて道路の反対側に渡って、そしてミヤコーさんのバスに乗ってでは全然、それがたとえ増便してもらってもあまり意味がないし、体調を考えてくれと。夏暑いとき、冬寒いときに、あそこで宮城大学で降りて、そこから反対側へ渡って、そこからバスに乗って行けというのかと。免許証を返納した交通弱者に対してという、そういうようなご意見もあるんですね。ですので、あまり増便増便と言っても、私には響かない部分があつて、しからばということでちょっと3点の質問趣旨から崩れますけれども、病院まで一気につないでほしいというのが真の願いなんですね。

ここでは1点目の質問は既に終わりました、2点目に入りますけれども、ニーズがないということが次の調査では3件あったということなんです、アンケート結果ではそれは厳粛に受け止めるんですけれども、町なかの声を聞くにつけて、それから私がこの一般質問を出してその後に、ある方からもぜひ一般質問で頑張っている答えを引き出してほしいというようなことも頂戴したんですが、ニーズは私はほかにあるのではないかというのと、JCHO仙台病院が、ご答弁いただいたのは数か月に1度程

度通院する病院というふうに答弁いただいたんですけれども、私はそのようには思わないんですね。例えば、腎機能が悪いような場合、一旦JCHO仙台病院で治療を受けた後はずっとそこに通院するようになる。あるいは、そのほかの悪性腫瘍関係でも何度も何度もやっぱり通院なさる。それから体調が狂って、突然行かなければならない、そういったようなこともある。そういった中で、数か月に1度程度というのは少し納得できない気がするんですけれども、町長もう一度、いかがなものでしょう。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、渡辺議員のご質問にもう一度お答えをさせていただきたいと思います。

まず令和5年の5月に行ったアンケート調査で、5件の方から仙台市内のほかの病院も含めた中で乗り入れを検討いただきたいということでご回答がございました。そういった中で、回答のとおり5件中うちの3件JCHOというお声もありましたのと併せて、パークタウンにあります、ほかの外科の個人病院さんにも乗り入れをしてほしいというお声があった中、JCHOさんだけではないのかなという部分が一つ気になっております部分と、加えて、1回程度通院する病院ということでの回答をさせていただいたわけでありまして、JCHOさんご承知のとおり紹介状がなければ基本的にはなかなか通えない急性期の病院で、当初の高度の医療なり検査を受けられた後、最終的には地元のかかりつけ医のほうにまたお戻しをいただくというのが前提というふうに伺っております。私自身も知り合い何人かいらっしゃって通っている方もいらっしゃいましたが、やはり検査結果が分かるまでの間が本当に月に1回程度の通院で、あと治療方針が固まればやっぱりかかりつけの医者の方に引き継ぎをされたということで理解をしております、基本的にはそういった位置づけの病院であろうというふうに捉えておるところでありました。乗り入れというところでありましたけれども、先ほどのお話もありましたとおり私も必要ではないのかなということでいろいろ民間のバス会社さん等ともお話をさせていただいている中ではあるんですけれども、何分、公共のバス停のまず乗り入れを先行して行いながら、宮城大学の敷地から歩いて乗り換えすることがないような方法をまずできないかということで、関係機関とも自ら協議をしていきたいなということで、実は今週末もちょっとお会いをさせていただく予定にしておるんですが、何分、バスの運転士不足がいろいろある中、

かなりその民設の路線を維持すること自体がかなり難しい状況にもある中、単純に民間と共用するバス停に乗り入れすることイコール現行運行している路線に影響が全くないとは言えないでしょうというのが、やっぱりバス会社さんの意向もあったりする中、民間のある路線が廃止されるということになりますとさらにご不便をおかけする方々が出かねないお話もあるものですから、その辺を慎重に現行の路線を維持しつつ、民間ではなかなか補完いただけない部分を直接乗り入れできないかという部分は、ちょっと今後の引き続きの課題ということで捉えておりますので、なかなか早急な回答はできなかつた中で、うまく通院のほうに使っていただければなと思っておりましてのが高齢者タクシーのタクシー補助、これをうまくお使いをいただきながら大和町内のもちろんタクシー会社さんでも仙台市へのタクシーの乗り入れは全く問題ございませんし、逆にJCHOさんに行かれた中から大和町内のタクシーを迎えに来てくれって呼んでいただければ、タクシーチケットを丸々お使いしたまま乗降も可能というふうに伺っておりますので、近々の策としてはそういった方法もぜひ進めていただければなというふうな思いであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）

渡辺良雄君。

11番（渡辺良雄君）

最近の事例なんですけれども、救急車で1度JCHO病院に運ばれてと。そのときにご指導いただいたのが、これからはタクシーを呼んで、救急車を呼ばないでタクシーで行ってくださいというふうに救急車から言われましたというようなことがあって、その後に実際に今度はタクシーでJCHOまで行かれたと。それぐらい結構やっぱり治療を受け始めると、結構頻繁に行くようになるんですね。JCHOまで行ったところが即入院だと言われて、そして慌てて奥様と2人で荷物を取りに1回家にタクシーで帰って、またタクシーで行って、その後入院されて、奥様はまたタクシーでお帰りになったということで、1回、2回、3回とタクシー券もすぐなくなってしまうと、そういうようなこともあろうかと思うんですが、それとバスとどうつながるんだとなるとちょっと今のお話は厳しいんですけれども、事例としてお話をしました。

吉岡のバスターミナルから確かに泉中央まで行って、そして泉中央からJCHOまでというルートもございます。もちろんそれは杜の丘、もみじヶ丘も、そこから泉中

央に行って、そしてJCHOまでと。ただ、先ほどもお話をしましたけれども、病院に行かれる方々は9時までに診察券出したいんだと、治療の関係で。でないともう1日以上のかかりかかってしまうということで、そう考えると朝始発でいかなきゃならない。そうすると通勤時間帯と一緒になんだと。病気の身でもって通院、通勤ラッシュのあの満員のバスでは移動したくないとなると、どうしても朝一番の診察券を出すのには間に合わない。ゆえに、今の町民バスの時間帯ですと最初はおみじの一丁目から発進して、その後第2便が宮城大学まで行っているんですね。そうすると8時20分とかそんな時間に宮城大学に到着するんですが、あと1駅、1.5キロ延ばせば8時35分か40分頃にはJCHOまでバスは着くことが可能になると。なので、そこを延長してほしいと。そうしたら私話伺っていて、そしたら朝の1便だけでもいいのかと。11便中というか半分、11便ですから半分5便ですね、5便がこっち下りというか南向きになるんですけれども、5便全部JCHOまで行かなくたって、朝のその第2便だけ1回JCHOまで行かせてくれれば、朝の診察券に間に合うんだとすれば、それはそれでいいのかって言ったら、いやそれだけじゃなくてせつかくなら全部やってほしいというようなお話ではあったんですけれども、でも可能性としては強くそういうお話をいただくのであれば、第2便だけJCHOに走らせてくれということだって可能なんじゃないかなというふうには思うんですけれども、いかがなものでしょうかね。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員からの切実な町民の皆さんのご要望ということで承りをさせていただいたというふうに思います。いろいろやっぱり方法はあるんであろうなというふうに思います。先ほども、繰り返しになる部分ありますけれども、今ある路線便、必要な便を維持をしながら、確かに町民の皆さんの利便性を考えると2便だけでも入れないかっていう点、さらにはうまくデマンドタクシーのエリアなり移動するような時間を絡めないか等々含め、やっぱりこの町の一番ネックな部分がこの交通の便であろうというふうに思いますので、全体最適も考えながらお話をしてまいりたいなと思いますけれども、何分、民間会社のバス会社さんとも胸襟を開いて本当の意味で話し合いたいですねというお話も今させていただいておって、報告事項にもありましたとおり会社の株主総会に当たって先週もちょっとお会いした中で、社長さんともぜひちょっとざっ

くばらんなお話もさせていただきたいというお話をさせていただいた中で、ちょっと今週の金曜日にお会いしましょうというお話もさせていただいております。具体的にどこまで非公式なところでも進められるかも、まずはお互いの現状の問題点等々意見交換をするのが最初であろうなと思いますので、常にそういった思いは皆さんお持ちだということを念頭に入れながら、どういう答えがあるのか探ってまいりたいというふうに思いますので、もう少しお時間を頂戴できればというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長 (今野善行君)
渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)
それでは、JCHO病院については、この程度にとどめさせていただいて。

議 長 (今野善行君)
渡辺議員、ここで暫時休憩としたいんですが。（「分かりました」の声あり）
それでは暫時休憩といたします。再開は午後1時、13時からというふうにいたしますので、お願いします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

議 長 (今野善行君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
1件目の件について町長のほうから補足説明があるということですので、町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)
JCHOさん行きのお話でございました。調査しました結果、ルートとして2ルートありまして、泉中央駅行きのバスが12時20分の1便のみ。こちらで当初調べさせていただいていました3便に関しましては、仙台行きのバス3便でございました。
以上でございます。

議 長 (今野善行君)

よろしいですか。渡辺良雄君。

1 1 番 (渡辺良雄君)

調べていただいて、ありがとうございました。

なお、通告以外に答弁いただいた中で、いいなと思ったのがA I機能を活用した当日の予約についてこれから検討を始めると、とても素晴らしいことだと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

子供のSNS不安を持つ親への対応は。近年、スマートフォンやタブレットなどが急速な速さで子供たちに普及しているようです。2021年の内閣府調査では、小学生の約96%がインターネットを利用しており、スマートフォンの使用率は40%を超えているようです。そんな子供たちの脅威となっていることが、SNSなどを利用した未成年者を狙う、児童ポルノ、児童買春、略取・誘惑などのサイバー犯罪などであり、多くの保護者が不安を感じておられると言われていています。このことから下記の2要旨を伺います。

まず、大和町児童支援センターがございますが、このセンターにはこのような保護者のSNS不安に対する相談体制が整っているのか。また、もう一つ、宮城県中央児童相談所黒川支所がございますが、ここでも相談を受け止めてもらえるのか、お伺いをいたします。

2点目、子供対象や保護者対象のSNS教室の開催を町で検討してはいかがでしょうか、伺います。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

続きまして、子供のSNS不安を持つ親への対応は、についてのご質問にお答えいたします。

近年、自分のスマートフォン等を持つ子供の割合は年々増加している状況でございます。こども家庭庁が実施した令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査

では、自分専用のスマートフォン等を持っている割合は、小学生で70.4%、中学生で93%、高校生が99.3%の結果が発表され、また、1日3時間以上インターネットを利用する割合は小学生で57.3%、中学生で71.8%、高校生が81.4%となっているそうです。その活用につきましても、動画を見る、音楽を聞く、ゲームをする、検索するが上位を占めております。自分専用のスマートフォン等では家庭以外の場所でもインターネットの利用ができるため保護者の目が届きにくく、保護者が不安を感じているのが現状であります。

1 要旨目の大和町児童支援センターでのSNS不安に対する相談体制につきましては、主な業務内容には子育て等に関する相談がありますが、利用者が主に未就学児とその保護者になるものでありまして、子供の発達などの相談が主になりまして、SNSに関する相談は今までないとのことでありました。SNSの相談窓口につきましては、町では子ども家庭総合支援拠点がある、子ども家庭課が保護者の相談窓口となり、相談窓口や通報窓口につながることとなります。また、宮城県中央児童相談所黒川支所につきましても、町同様に相談をつなげられます。

次に、2 要旨目の子供・保護者対象のSNS教室についてであります。小学校の道徳の授業でスマートフォン使用の仕方と関連をつけながら、トラブルに巻き込まれることへのリスク等について学習をしたり、中学校の技術科の授業では情報機器の使い方や情報モラル等についての学習をしております。また学校が主体となり、大和警察署生活安全課の職員を講師に迎え、スマートフォンも含めたメディアの正しい使い方を指導し、生徒自身が被害者、加害者にならないよう、その対処方法を理解する学習に取り組んだ学校もございます。子供・保護者を対象とした研修会につきましては、いかに多くの方々に参加いただけるかの課題がありますので、開催方法や周知方法について研究してまいりたいと考えております。

以上になります。

議 長 (今野善行君)

渡辺良雄君。

1 1 番 (渡辺良雄君)

答弁をいただきました。大和町の児童支援センター、それから黒川支所ですね、先月号の広報たいわで案内というか、お知らせが出ておりまして、あの文面読んだだけでそういった支援までいただけるのかどうかというのはちょっと明確ではないのかな

というふうに思ったんです。多分そういうことではなくて、答弁いただいた方向なんだろうなというふうには思いました。私がこの質問するに当たってお母さん方、複数のお母さん方からこういったのって誰に相談していいんだろうね、どこにも言えないですよ、中にはちょっと複雑なものも、お子さんの、娘さん、息子さんのそのお友達がよからぬとか、いろいろここで言えないようないろんなことがあるのかなと、それについてプライベートな話ですから、いろんな相談をしたいといったときにどこにも、どこに話したらいいんだ。それで、今ですとちょっと町長の答弁で不透明というか、行けるような、行けないようななんですけど、そういうのもこの2か所で受け止めてもらえるのかどうなんでしょう。今までないからというのは分かったんですけども、もうそういうのを深刻に考えて、いや弁護士さんのところに行くまでではないんですけどもどこか相談に行くところ探したいといったときに、行けるのか行けないのかというのは親御さん方にとってみれば切実な思いもあると思うんです、町民の皆さんの中で、親御さんの中で。確かにお子さんに関しては、今、こども家庭庁、それから関係省庁といいますと、こども家庭庁のほかに警察庁、総務省、そして法務省、経産省、そして宮城県も4点ほど方針を掲げられておるんですけども、明確に親御さんのところまで行ってない。学校で子供たちに教えているでしょうということを出ているんですけども、親御さんに対する指導のケアというんですか。親御さんが子供の頃には当然スマホなかったわけで、親御さん自身も自分が子供の頃にはないものを自分の子供が持っているわけで、どうやって接していいか分からないし、言ったら子供はそっぽ向くし、言い過ぎてもいけない、かといって見なければロックがかかっていて中視けない、覗けばお父さんお母さん覗いたって言って子供に怒られる。そういったことでの親御さんの心配というのは計り知れないのかなと。私はもう孫になっているのでよく伝わってこないんですけども、そういうことを考えますと、今のその2か所、大和町の支援所とそれから黒川の。そこできっちり受け止めてもらえるのか、もらえないのか、もう1回だけご答弁お願いします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
では、渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。
まず一つ目が、大和町児童支援センターというお話だったかと思います。問合せを

させていただいた中でも、どちらかと言いますと発達障害等の発育の問題がないかというそういった局面のご相談に関してはもちろん専門とされている方がいらっしゃるわけでありますが、あまりそのSNS絡みの心配という部分では児童支援センターと言いますよりは、まずは町としては子ども家庭課、ここが窓口ということでさせていただいておりますので、子ども家庭課にまずご相談をいただきたいというふうに思います。

外部の機関という意味では、宮城県の中央児童相談所黒川支所、こちらにはもちろん専門の方いらっしゃいますので、そちらの方には質問いただいて構わないかというふうに思いますけれども、まずはその子ども家庭課、または小学生、中学生であれば教育委員会のほうにもご相談をいただくのが一番いいのではないかなというふうに思います。それに伴って、関係する部署等におつなぎもさせていただくようなことにももちろんなるかと思いますが、まずはそこを窓口としていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長 長 （今野善行君）
渡辺良雄君。

11番 （渡辺良雄君）

質問を続けます。今、SNSに対する子供さんへのその取組、それから親御さんに対する取組、これがこども家庭庁を中心に始まっているんですけども、読ませていただきますとこれはこども家庭庁が取りまとめたものなんですけど、先進県と遅れている県と様々な深さがあるように私は感じました。ここにもたくさん資料出てくるんですけども、どちらかといえば県は、まだ宮城県はほかの県と並べてみると项目的に宮城県4つなんですね。ところが広島県ですとか、いろんなところへ行くと、がっばり項目出しているんです。いろんなことが書かれているということで、それを読ませていただく限り、ああ、宮城県遅れているなというふうに私、宮城県知事に怒られてしまいそうですけれども、今度会ったら知事にも言おうかなと思っているんですけども、やっぱりその県によって色々あって、その以下に今度はいっていくと、仙台市は項目そんなにないけれども、県が一番今のところ多いのは広島県あたりですかね。広島市あたりはがっばり出ているというのがありまして、それは担当者の方がいらっしゃるってそうなのか、あるいは深刻な事例が出てそうなのか、それは分からないんですけども、いずれにしてもSNSの詐欺ですとか、それから買春

ですとか、ポルノですとか、今、深刻に、ここ先生も元先生もここにいらっしゃるんですけども結構、あと仲間外れ、子供たちの特に何ですか、LINEですとか、SNS、Twitter、これは今Xっていうんですかね、13歳以上推奨というふうになっているんですけども、そうでもなくて下のほうから使われていて、そしてそれが原因となって子供たちの仲間外れとか、いじめとか、そういったものもあるし、買春ですとかそういう悪徳者が子供たちを犯罪に走らせてしまう、そういったこともありますので、これはやっぱり県を突っついてでも対策は講じていくべきではないかなというふうに思うんですが、特に優秀な課長さんいらっしゃるんで突っついてもらって県とコンタクトを取ってもらって、我が町が先進になってもいいんじゃないかぐらいちょっとやっていただきたいなと思うんですけども、具体的にあれをやれこれをやれということじゃないんですけども、親御さんの不安に応えると。それから子供たちを非行に走らせない、それは教育長以下いらっしゃるんで安心なんですけれども、親御さんたちにはやっぱり町長が窓口、トップになってやってもらわなきゃいけない。そういったことで、やっていただけるかどうか、包括的にちょっといただきたいと思っています。

議長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長 （浅野俊彦君）

それでは、渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

子供の安全を守るという意味でも、まず児童生徒、それぞれ授業の中でもかなりその危険性的なところを学べる教材の内容になっているというふうに伺っております。とはいいいましても、そういった被害に遭わないようにっていう意味でやっぱり大人の側も勉強する必要がもちろんあるであろうなというふうな思いがある中で、他市町村の、または他府県の状況をもう一度確認をさせていただきながら、ある意味親御さん方に知っていただくような場を設けていただくよう、いろんなところで広めさせていただきたいなというふうに思っております。大和町内でも宮床の中学校のほうでは、大和小の生活署さんと呼んで研修会を自主的にやられているというところもあったようですので、併せて大和中側にも波及できるよう、いろいろご紹介をさせていただきながら子供たちの安全を守りたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

町長から答弁をいただきましたので、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

それでは、3点目の質問に入らせていただきます。

大和町職員の退職者低減を。令和5年度中における大和町職員の退職者が多かったと個人的に感じました。退職された職員の方々には、おのおの一身上のご事情があったものと理解はいたしますけれども、職場に何らかの一因がなかったのかどうか、そういう危惧を持った気持ちもございました。そこで、伺います。

1つ目、町政発展に伴う業務量増大、子育て支援政策や福祉政策等に伴う業務量増大に対して、職員の負担が高くなり過ぎてはいないでしょうか。

2つ目、職員採用計画は適切であったでしょうか。

3点目、職員のモチベーションリサーチにおける給料、これ給料といって報酬、給料、手当を含むは低くなかったのでしょうか、伺います。

議 長 （今野善行君）
浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、職員の退職者低減を、のご質問にお答えをいたします。

公務員の退職につきましては、さきに報道にも取り上げられましたが、定年によらない早期の退職、普通退職と分類されますが、ここ10年で2倍に増えている状況にあると総務省集計から明らかになったとされております。本町の職員の退職給与等につきましては、毎年11月に人事行政の運営等の状況として公表し、ホームページ上でも公開しております。令和5年度の公表はこれからとなりますが、普通退職者の増加につきましては本町も同様でありまして、平成25年度は1人、平成26年度は5人と、1桁前半でありましたものが徐々に増加をし、令和3年度は12人、令和4年度では16人という状況になったところでありました。退職の理由につきましては、可能な限り本人から聞くこととしておりますが、それぞれ異なる事情があるところとなっております。

す。

初めに、1 要旨目の業務量増大による職員への負担増ではないかにつきましてお答えをさせていただきます。

本町の総職員の状況として、10年前の平成25年度では189人、その後、多岐にわたる業務量に対応するため人員を増やし、本年4月は223人となっている状況にあります。この間、新型コロナウイルス感染症が令和2年に発覚し以降、国の緊急対策への対応等もあり、また退職者の増加に連動し、新規採用者も増加し、経験年齢が少ない職員の割合が増えていることも含め、職員に係る負担が高くなっている部門もあるかと考えられます。こういった負担を少しでも解消すべく、職員研修、コミュニケーション研修でありますとか、ティーチング研修、これらを実施をしており、職場環境の改善を図っております。

2 要旨目の採用計画は適正かという質問でございますが、4月の新規採用に当たっては、前年度の当初に翌年度の各課の事業等を勘案し必要職員数を想定し、年齢構成、退職者数も想定した上で、上級初級等の区分の採用試験を実施しておりますことから適正なものであると考えております。ただし、当初では想定できかねる退職者もおりますことから、追加募集の試験実施により対応しております。

次に、3 要旨目の職員のモチベーションリサーチにおける給料は低くなかったかということにつきまして、お答えをさせていただきます。

地方公務員法に定める均衡の原則に基づき、職員の給与は定められております。法の第24条では、職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮しなければならないとされておまして、本町職員の給与につきましても、国家公務員と同様の内容により条例で定められております。国家公務員の給与は、毎年人事院が民間事業との比較調査を行い、給料月額、諸手当について、民間との差がある部分を増額、あるいは減額をする勧告を行っており、令和3年度の勧告では、期末手当を0.15か月分引下げなされましたが、以後は増加に転じまして、令和5年度の勧告では初任給の大幅な引上げ、大学卒で1万1,000円、高校卒で1万3,000円となりまして、そこから改定率を低減させる形で全ての号俸において引上げとなったところでございます。比較すると、民間企業より公務員給与が低いとも判断されますが、国家公務員、地方公務員におきましても民間給与に近づける改定が実施されており、決して低いというものではないと考えられます。一方、モチベーションを高める方策としまして、適正な人事評価が必要とされます。本町の人事評価は、平成19年度施行、平成20年度から実施されており、業務上の成果を給与

に反映させておりますが、今後、上司だけでなく他社、同僚、部下など360度と言われる評価方法も取り入れる必要があるのではないかと。公平性がさらに充実をし、モチベーションアップにつながるものと考えております。現在、令和7年度の採用の募集も行っておりまして、対象年齢も上級では28歳までに対象年齢を拡大をし、また、社会人経験者も対象とした募集も実施しておりまして、人材確保に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 （今野善行君）
渡辺良雄君。

11番 （渡辺良雄君）

時間がなくなってまいりましたので、聞きたいところを聞いていきたいなというふうに思います。答弁の最後のほうで社会人経験者も含めて採用をこれからしていきたいんだという、いいことだと私は思います。あともう一つは、町内の人ですね、成績一辺倒ではなくて町内で生まれた方、町内の地理に明るい方も採用していただきたいというのもあります。この質問に当たっては、職員の皆さんが町長以下、副町長に言えないことを私が代わって言うんだという、そういう気持ちを持ってちょっと言いますので、頑張ってください、私職員の味方になって言いますので。退職率高いなと思ったのは、どこにあるんだろうと。平均年齢が一番低いんですね。というのは、上の方が退職なさって、若い方も辞める、中間層の方も抜かれる、そういうことで2011年東日本大震災の前までは結構平均年齢高かったんですね。ところがそれ以降、ばあっと減っていったと。何が背景にあったのか分かんないんですけども、1つにはちょっと公務員ランキングって、私それしか頼るものがないから、これは全国出ていて全国の中で宮城県を抽出したら出てくるんですけども、いろいろ出てくるんですね。給与のランキングから、年次休暇の取得日、あるいは住居手当、そして扶養手当、これ全部出てくるんですね。そのランキングで大和町、例えば、もう2分しかないんで、年次休暇の取得日、大和町8.8、高いところは10を超えているんですね。ということは、大和町年次休暇1.2日ということは全職員掛けるとすごい時間ですね。すごい日数、大和町取れてないという計算になるのかなと思います。宮城県の36自治体の中で何位というのはちょっと計算してないんですけども、高いほうではないと。年次休暇取れていないというふうな、これでの評価になっています。真実は分かりませんよ、これにのっかってですから。

それから一番の問題が大和町の給与、先ほどご答弁では公務員だから一律だというんですけども、高いところは仙台市なんかは600万円超えて、600万円近くですね、大和町479.2万円で36自治体中36位、最下位です。財政力指数は大和町0.99から1で一番で、職員に対する報酬が一番下という、これになっているんですね。これが職員の皆さんのモチベーション下がっているんじゃないかというふうに私は思ってしまうというふうにも考えるんですね。

あと扶養手当、扶養手当はまあまあいい線だったんですけども、あと管理職手当が大和町5,942円で、大和町の中でそれより低いのは女川ですとか、色麻町は低いんですけども、あとは全部上に行っているというようなことから、報酬の基準は一定でも昇給率ですとか、手当ですとか、管理職手当、ああ時間だ、（「ちょっとまとめてください」の声あり）終わりましたので、答弁だけはいいいんでしょう。ということです。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
それでは再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに年齢構成含め、かなりちょっと中間層が今抜けている状況があって、それを若い人で受けている形があって、平均的な給与という意味では県内でもかなり低く見えている部分がございます。いずれにしても経験踏んだ職員の方がモチベーションを維持していただくという意味では、適正な人事管理と必要な手当等の準備をさせていただきながら、入っていただいた方がきちんと係長クラスになっていただき、さらには管理職として働いていただけるような、そんな職場になるよう働き方の改革も進めてまいらなきゃいけないという思いがございます。確かに有休取得等もできる環境でなければ、なかなか精神的、メンタル的にやられる職員もいるのも実態でもありますので、そういった職場改善に努め、ほかの市町村と見劣りをしないような環境で精いっぱい仕事をしていただける、そんな環境をつくるのも私の仕事であるなという認識で改革に努めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）
以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

ちょっとイレギュラーなんですけど、暫時休憩します。再開は1時40分とさせていただきます。

午後1時31分 休憩

午後1時40分 再開

議長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。15番児玉金兵衛君。

15番 (児玉金兵衛君)

それでは、通告のとおり3件質問いたします。

1件目です。通学路に安心と安全を、です。

児童生徒の徒歩通学に役立ててほしいと吉岡小学校PTAがホットスポット危険箇所マップを作成し、現在データを公開しております。マップ上には子供たちの登下校に際し、危険と思われる箇所などマーキングしております。保護者が抱える不安を受け止めて、どう安心に変えていくか。危険箇所を解消し安全の確保を。

以上です。

議長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町長 (浅野俊彦君)

それでは、児玉金兵衛議員の通学路に安心と安全を、のご質問にお答えをいたします。

吉岡小学校PTA作成のホットスポット危険箇所マップは、ウェブ上に公開されておりまして、パソコンやスマートフォン等から閲覧することができ、地図上に記されたアイコンなどをクリックすると危険と思われる箇所の状況や学校で指導している事項などが表記をされ、さらにはストリートビューにより、現地の状況も画像で確認できるシステムとなっております。これを作成するに当たりましては、保護者の方々が現地を確認するなどにより、少しでも危険に感じる場所や注意を必要とするところなどをピックアップされたものと伺っております。このシステムにより、危険箇所、要注意箇所などを見える化することができ、児童生徒はもちろん保護者、学校、

地域の皆さんと共有することができ、より児童生徒の安全安心につながるとてもよいツールだと感じております。

近年、登下校中の児童生徒が巻き込まれる事故の発生は、依然として全国的に後を絶たない状況にあります。特に、令和3年6月に千葉県八街市におきまして下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷するという痛ましい事故が発生したことは記憶に新しいところであります。このことを受け、通学路における交通安全を一層確実に確保することが重要でありますことから、文部科学省をはじめ、関係省庁からの通達により、全国で学校、小学校PTA地域一体となり道路管理者、国、県、町、警察、教育委員会が合同で通学路の点検を行うこととされ、本町でも令和3年度に実施しております。その際、把握された箇所は34か所でしたが、その後、各関係機関において当時確認した対応策を実施しております。

例えば、吉岡小学校における通学路では、吉岡上町の県道塩釜吉岡線がクランクしている部分の道路において、見通しが悪く歩道がないところがあるため、児童生徒が歩く部分を明確に区別するグリーンベルトはありましたが、ドライバーに視覚的に訴える必要があることから、県ではドットラインによる対策を行っております。さらに、吉岡下町の町道中町下町線において、交通量が多く見通しがよいためスピードが出やすいことから、児童生徒及びドライバーへの注意喚起を行うため、こちらはグリーンベルトによる対策を町が行っております。なお、そのほかこの合同点検で把握した箇所につきましては、各関係機関においてこれまでおおむね必要な安全対策を実施している状況であります。

今後も学校、PTA、地域の皆様、関係機関と情報を共有し、連携をしながら引き続き通学路の安全点検と点検結果に基づく対策を実施していくことで危険箇所を少しでも減少させ、児童生徒が安心して通学できるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15番 （児玉金兵衛君）

それでは、再質問を始めます。

ただいまのご答弁から2つ大事なキーワードをいただいたような気がします。1つは、見える化です。今回のホットスポットマップ、ウェブ上に随時アップされており

まして誰でも見ることができます。そしてそこには、町長が一番大事にしている町民の目線、視線、地域の皆さんからの見守りの気持ち、それが見事に見える化しております。そして、その裏返しとして常日頃、保護者の皆さんや見守りに立っている地域の皆さんが、危険だなと思ったり、不安だな、危ないなと思っている気持ちが皆そこに見える化されております。町長はこれはすごく便利なツールと今おっしゃいましたけれども、そういう日々の保護者の心配や、それから見守りに立っていらっしゃる方々の地域の皆さんの気持ち、この見える化したツールに現在の町長、そういう見守りとか保護者の皆さんの気持ちを率直にどのように今受け止めていらっしゃるでしょうか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの児玉議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
本当にこのツール、私も何回か拝見しておりますけれども、便利なツールであるなという部分で、ぜひほかの小学校区にも、またはその中学校区にも広げていただけるような先進的な内容であるなというふうに見ております。
見える化というところ本当に大事であり、児玉議員おっしゃるとおり、地域の皆さんが自分の子供さん、またはお孫さん、それを関係なく子供さんらはやっぱ地域の宝だという意識の下で、本当に見守っていただいている点に関して、雨の日も雪の日もというところでは本当に頭が下がる思いでありながら、極力そういった方々にご心配をおかけしない、することがないよう、行政的にもっと全体的な再編等々、心がけていく必要があるなというふうな思いでいつも拝見しております。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

1 5 番 （児玉金兵衛君）
そのような強い熱意をしっかりと町長も強い気持ちで後押ししていただきたいと思えます。

まず非常にシンプルできれいな画面なんですけれども、そこに込められた熱意は非常に強いものもありますし、簡単そうに見えてそこまでデータをアップして持って行くまでも、その保護者の皆さんや地域の皆さんからの聞き込みなど情報集約の大変さや、それをデータ化する学校側の技術的な立ち上げの苦勞みたいなものも全部込められております。よろしくお願ひいたします。

そしてもう1つ私、キーワードすごく答弁の中で共感したのが、共有という言葉でございます。先ほど町長も再答弁の中で、ほかの学校にも広げてとか、そういうこれからの可能性のお話もちよっとお伺ひしたんですけれども、ご答弁の中にも児童生徒が登下校のルールを守ることを身につけていくことはもちろん、保護者や学校、地域の皆さんと共有していきたい、共有していってもらいたいという気持ちもご答弁からいただきました。そして私、それにさらに重ねて決定的に大事なところ、それはそういった共有、皆さんの地域ぐるみの協働の中にぜひ要として、町長、行政が参画していただきたいということなんです。たくさん安心安全を守る組織は我が町内の中に頼もしい組織たくさんありますけれども、若いところではPTAから、それからご年配の方、すごくキャリアを積んだ方々の気持ちが固まった健やかな子供を育む大和町町民会議とか、様々な会議がございます。ただ、それら個別個別に任せてはなかなか、先ほど挙げた共有というところまではなかなか皆さん精いっぱいやっつけるところから、その作業まではなかなか難しい状況と聞いております。ですから、先ほどの答弁で挙げただいた共有という言葉、今回ホットスポットをつくった皆様のその熱意に応える形で、ぜひ率先して町が、町長が、町民の目線を共有していただきたいと思うんですけれども、今、現時点の町長のお考えの範囲で構いませんので、今後の共有というテーマで何かできること、町長が今推せそうなこと、一言いただければと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

改めて本当、町の様々な機関を束ねる役目として、この行政の在り方、そして私の職責という部分で非常にやっぱり重要であるなというふうな思ひを、改めてこう思っ
ておるところでありますけれども、共有の仕方としていろいろ皆さんからのご意見を

伺うのも大事でもあるという認識はしておりますが、とはいえ時間があれば、時には私なり担当課の職員なりも実際の通学路に立って、本当に実情どうなんだという部分を確認を年に何度かでもする必要もあるのかなと。それが実際に見守りをされている方々の思いを酌み取る一つの方法であるなというふうな思いを持って今伺っております。

昨年2週間程度ちょっと吉岡の1か所で立たせていただいて、いろいろ拝見したのも非常に有効な期間であったなというふうな思いもありますし、それを1か所に限らずいろんなところで共有をさせてもらいながら大きな視点で、通学路なり、交通事情をどうしていくんだというところを考える、そういう局面に今来ているんだろかなというふうに思いますので、様々ないろんな企業さんの誘致等々これから進んでいく中、交通情勢、決してこれまで以上に激しいものになるだろうなというふうに思いますので、いろいろスクールバス、町民バスの再編等々含め、どういう形で通勤通学いただく形がいいのか検討してまいりたいなと、そんな思いであります。ありがとうございます。

議長 (今野善行君)

児玉金兵衛君。

15番 (児玉金兵衛君)

その後の町の通学路の点検ですか。令和3年度からスタートして、それが今グリーンベルト、通学路のグリーンベルトということで結実して、そのグリーンベルト帯に子供たちがしっかり交通ルールを守って歩いているところに、飛ばして歩く車はないわけであります。すごく目立って、その制度自体は、施策自体は素晴らしいものと私も評価しております。

そしてそれを受けて県も、グリーンベルトで補い切れないような危険な箇所にはドットラインを独自に県道に引いたりという、県も先ほどの話にありますとおり、県も一緒に共有して通学路を守る安全対策に参画するということまで結びつきたい制度だと思えます。

先ほどのご答弁の中では危険箇所を34ポイント挙げて、その後、段階的に順次危険の解消に動いているというふうにおっしゃいましたけれども、最後のご答弁にもありましたとおり交通事情も激しさを増して、なおかつインフラも大和町中心市街地吉岡地区の周辺はどんどん道路状況がよくなっております。その分、やはり便利な通勤、通学ということで車通りも多くなると思うんですけども、まだまだ例えば4車線の

道路に横断歩道はあるけれども信号機がない場所とか、あとは入り組んだ市街地の中で交差点なんですけれども、交差時なんですけれどもなかなか見通しが利かない部分とか、多々まだまだのところがあると思います。県道、町道という分かれ方、それぞれの整備の進め方の違いはあると思いますけれども、特に信号機とかカーブミラー、そこら辺の県との共有部分で難しさを独自に抱えていらっしゃると思います。そこら辺のご事情、現状の厳しい状況をお話しいただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどもありましたとおり34か所の危険箇所を見つけ、おおむね安全対策を図ったということで、おおむねというご回答をさせていただきました。実際に2か所ほどまだ対応がし切れていない部分がございます、今児玉議員がおっしゃるとおり、県道の部分に一部ガードパイプを設置してほしいとか、いずれも県道に絡んだ場所がまだ未解決になっている部分があるのも事実でもあります。おっしゃるとおり今、都市計画道路が整備をされておって、4車線道路が交差する場所等に事故が発生しておる中、信号機等の設置の要請を宮城県警及び交通安全協会等々を通じてお願いをしておる中ではあるんですが、なかなかやっぱり県の予算が回らないというような理由で、なかなか進んでいないのも現状であります。本当にその県との間で、これからどういう形で予算確保をしていくのかというのが本当に課題であるなというふうな思いであります。毎年、国道絡みの期成同盟の要望事項等々、その他個別の要望でも要請をしておるところではあるんですが、一步一步、一気にはなかなか難しいかと思いますが、事あるごとに安全性の確保のため要望活動は引き続き実施してまいりたいと思います。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

県に要望を上げて、県をしっかりと共闘して動かしていくというのがいかに難しいか

ということだと思います。予算も絡むことです。スピード感もなかなか、コツコツな活動になる。それだけに、地域ぐるみでこれは各地区全部共通の課題だと思うんですけれども、地域ぐるみで子供たちの通学環境、それから大人たちも含めて通勤環境も気をつけてということで、みんなで交通ルールを守り、交通安全を守っていくということはますます大事だし、その地域の各地区の一つ一つの活動が尊いものだというふうに思います。

その役場の34か所の点検とそれから、それ以上なんですけれども、また少しツールの話に。ホットスポットマップの話に寄せていきますけれども、そのマップの中でも苦労して皆さんしっかり意見を上げて、それこそ34か所以上に非常に精緻なマップに仕上がっておるわけです。危険箇所だけではなくて、例えば道路も色分けをして、例えばグリーンベルトがあったとしても幅員が狭くて、ここは結構車が飛ばす場所であるよとか、そういうコメントでありますとか、あとは子供たちにも多分勉強になると思うんですけれども、通学路だけじゃなくて子供が通ってはいけないよという道が赤く塗ってあったりとかして、非常に親子でそのマップを確認して、改めて登下校のルールを確認するのに非常に参考になるマップになると思います。

1件目最後になるんですけれども、そのツール、生かしがいいがあるというふうに私先ほどから主張しておるんですけれども、まず共有するに最適であるということと、それからやはり一番の魅力はアップデート、常にアップデートできるということです。そのときの、その年度の書面で報告案件がまとまって、それがファイリングされて過去に流れていく、後は誰も振り返らないというのが大体書類文化の流れだと思うんですけれども、このように常にデータ化されて、そして常に皆さん気になったところをアップしたり、コメントを寄せたりとか、柔軟に運用ができて発展性もあるツールまでPTAに仕上げていただいております。これは活用しないわけにはいかないような気がいたします。それを推進することによって、そのツールもこれから生きていくし、それが地域の見守りの最大の武器になるということもございますし、そして何より、地域が皆さんでそのツールの運営に関わることによって、行政も一緒に関わることによって、行政と地域コミュニティーのこれからのつながりにも大いに役に立つのではないかなと思います。若者から保護者世代の、子育て世代の若者から、それから毎日地域の見守りをしているご高齢の皆さん、各行政区のリーダーの方々まで含めて精いっぱいやっております。どんどんやっばり年を重ねるごとに、そういう担い手ももしかすると世の中の流れの中で減少するやもしれません。ただこれだけは、しっかり維持していかなくちゃいけない活動であると思いますので、町長最後に、1件目最

後なんですけれども、アップデート、こちらから提案したいんですけれども、地域コミュニティのアップデートも含めて、その存続も含めて、このツールを利用して、ぜひ地域の皆さんとしっかり行政がつながって応援して後押ししていただきたいと思います。その要にぜひ町が活躍していただきたいと思います。最後にご答弁をお願いします。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。
確かに一度やっぱり作るのは、何とかその勢いでって言ったらあれですが、やっぱり作れると思うんですが、それをやっぱり常時アップデートして更新していく、その作業というのは非常に有効なんだろうというふうに思います。そのためにはもちろん予算的のところ、人的リソースをどう確保するんだといろいろある中、行政としてもその点、応援すべき点があるんだろうなというふうに思いますので、そういった形で実際にお子さんを持たれた親御さんの目でも見ていただきながら、それを応援できるものがないのかという部分、これから先も担当課と平日頃協議して応援してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）
では1件目町長、その住民、保護者の皆さんの熱意、出来上がった宝物をしっかり胸にとどめて今後生かしていただきたいと思います。
2件目に入ります。
にぎわいは上町40番地から、です。にぎわい創出事業は、高田中町線の歩道整備を軸に、その効果を周辺の土地利用に波及させることで活性化を図るとしています。ですが、歩道整備は長い時間と多くの予算を要し、にぎわい創出にどう結びつくのか伝えにくいものであります。そこで、まずは当初事業の候補地であり、そのまま平地に整備するだけで歩道（通学路）、駐車場、イベント広場など柔軟な展開が期待できる

上町40番地に改めて着目し、その活用を事業推進の出発点としてはいかがでしょうか。
以上です。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、児玉金兵衛議員のにぎわいは上町40番地からについて、お答えをいたします。

にぎわい創出事業につきましては、令和3年度より、図書館機能を有する複合施設の整備について検討を行ってまいりましたが、住民の皆様からは現在の道路の状況の改善等様々なご意見を頂戴し、昨年度、事業を一旦立ち止まることとしたものであります。歩道整備につきましては、ご指摘いただきましたとおり小中学校への主要通学路である都市計画道路高田中町線において、歩車道分離されていない未整備区間があります。このため歩行者の通行の安全の確保を最優先にし、一部区間の先行的な整備を見据えた道路の整備計画等が必要となりますことから、あわせてその都市計画道路沿線エリアの一体的な土地利用活用を推進し、緩やかな人の流れや滞留などによります吉岡地区の周辺エリア活性化等の後押しとなるような整備方針等の案を令和5年度に作成し、令和6年2月29日開催の議会全員協議会でご説明を申し上げたところであります。

また、先月の5月20日から29日まで各地区において住民懇談会を開催をし、皆様からご意見を頂戴いたしましたが、町としましては都市計画道路高田中町線は町道部分と県道部分もあり、県道部分については宮城県へ整備を要請しておりますが、事業着手には時間等を要するものと考えておまして、現在は空き地となっております上町40番地を児童生徒等の安全な通学路としての活用や、大和まるごと市等のイベント空間としての整備、本陣案内所には整備が難しいトイレ等を含めた整備方針を定めてまいりたいと考えております。

現在の上町40番地周辺の土地利用につきましては、商店街というよりは店舗、一般共同住宅が混在する併用住宅地区へ変化していることから、安らぎ空間をコンセプトに、たまにはにぎわい空間となるような整備を先行して行う必要があると考えております。そして町民の皆様の協働によりまして、たまにはが時々活用される整備となるよう努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

児玉金兵衛君。

15 番 (児玉金兵衛君)

それでは、再質問を始めます。

にぎわい創出事業、方向を転換しまして今年度から歩道整備と、それからそれに隣接する空き地などの面的な整備を併せて行っていくというふうに伺いました。私は最初の認識では、面に施設を建てるという方向性から、まず歩道部分、歩道部分の整備が先行して、その先行した歩道整備の流れを受けて隣接する地域も隣接する面、土地もしっかり波及効果で有効活用していく。順番としては歩道整備、その次に隣接する空き地や横道というふうに私は認識していたんですけれども、今回のご説明、答弁を聞くと、歩道整備を推進するために、まず面的な、面的というか、ポイント的な整備をここには空間整備とご答弁いただいたんですけれども、それにまずは着手するという流れを今ご説明をいただきました。そういう認識で問題はないですか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

ちょうど中町方面に向かっていきますと、大和タクシーのところまではきれいに歩道が整備された状況になっております。あそこから先のところも都市計画道路高田中町線として、基本的には県が主体となって整備をしていただくということで、もう何十年もあのままで来ておる中でありまして、現状条例によって建て替えをされる方に関しては歩道部分をセットバックしていただいて、将来的には県で購入しますという前提で今建て替えをいただいて、引っ込んだ形でやっていただいているのが現状であります。県のほうに要望だけしていてもなかなか動いていただけないという話の中、先行する形でまず面的な整備を行いますということで、町としての本気度を示させていただく上でも、仙台のエンドーチェーンの社長さんが亡くなられて以降、これからまたどのように相続される方々の思いが、創業者の方の思いがどこまで伝わるのかと

いう部分も心配な部分もありますので、あまり先に行かれる前に町としても用地買収をさせていただきながら、歩道というよりは本当に一部その公園的な扱いで整備をできればさせていただいて、そのところを吉岡の子供たちが通学路として使えるような面的な整備を行いながら、トラック市だとかにぎわい市だとか、そういったお祭り事でもフリーで車なり乗り入れして使えるような、雨をよけるような雨よけぐらいはできれば、整備ができたらいいのかなという思いであります。そういった整備をさせていただくことによってあそこの中町高田線の整備を急いでもらえるよう、起爆剤になればという思いで今検討中でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

今、本気度という言葉もいただきました。そうですね、なかなか中心市街地、懸案の課題といたしますか、まとまったエリアもないし、歩道もないしという、何ていうんでしょう、抱えている課題を、これはにぎわいを、歩道の整備をにぎわいにつなげるというところの今回の制度の変更のうまさでもあると思うんですけれども、歩道整備が何でにぎわいにつながるのかということに対しては、その面を押さえることで、その面を、例えば通学路として活用することによって、何ていうんでしょう、先ほどの1件目の質問とも重なる部分ではあるんですけれども、地域の方々、保護者の皆さんに、よりにぎわい創出の流れの中で安心していただこうという、そういう制度の一つのポイント、重要なポイントだと認識いたしました。

その中で同時に、これは順番が劣後するものではないと思うんですけれども、上町40番地をしっかりと押さえながらというか、そこをしっかりと重要なポイントとして押さえながら、同時にこれも先ほどの質問で分かりました県道部分、県との共有の部分、県との関わりの部分がなかなか動かしていくのが、ただの要望では収まらず、しっかりと地域の皆さんの熱意も含めてしっかりと推していく必要があるということも了解いたしました。

では、町道部分、残る高田中町線の町道部分に関しては、その面を押さえながら、ポイントを押さえながら、同時にどのような対応をこれから取られていくというふう

に今お考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問のほうにお答えをさせていただきたいと思います。

まず町道の部分に関しては、ちょっとまだ具体的に案を持っておらない今状況にはございます。正直なところですね。まずはその県道の部分の整備をしながら、その40番地を一部、今小学校の武道館近くに都市公園として位置づけている部分を、あその場所に移転をする形で、小学校の用地も多少広く取れるようにしたいなという思いと、まずはその手前のところの空いている用地、地権者の方のもちろん意向が合えばなんですが、まずは中町までのあその丁字路の手前の部分のエリアを再開発をさせていただき、一部車両等の交通を制御して、本当に焼き肉屋さん、富永さんとかのあの間道の辺りを通学の専用路として使えないか等々、面的な整備を今のところはまだ考えていきたいなというふうな思いであります。そこから先のところに関しては、武道館の今後の在り方等も検討していく中で、もう少し次の段階として考えてまいりたいというふうに今思っております。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）
児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

了解しました。まずは、そのにぎわい創出の中でも、何ていうんですか、その肝になる上町40番地をしっかりと押さえて、その活用を本来のにぎわい創出を図りたいそのエリアの住民の方たちの目線とか、声とかも踏まえながら、まずそこを活用して、みんなでそこで成果を上げて、その後の県道部分や町道部分の住民の方々、それから県との要望も含めて本気度を伝えていくという流れというふうに承りました。

その後の武道館の活用とか、それから高田中町線の裏通りに当たるんでしょうか、あの八幡神社から吉岡宿本陣案内所までの間の、いわゆる本来であれば神社の表参道ということになるんでしょうけれども、町裏通りと言ったらいいんでしょうか。そこも含めて今、これからまだ未定だとはおっしゃいましたけれども、何か私案としていろいろイメージがもう膨らんでいらっしゃるのかなと。それが一般町民の方と、私も含めてなんですけれども、中心市街地の方々と楽しくこれから共有できていけば、な

おさら盛り上がっていくのではないかなと、その修正したかいがあるのではないかなというふうに思います。

その40番地の空き地ですけれども、吉岡宿場町、もう私は商店街ではないというふうに思いますし、先ほどのご答弁の中でも住宅地というふうなニュアンスでおっしゃっていただきましたけれども住んでる方々、これから次、前回もたしか繰り返しているような気がしますけれども、商店、商売人というよりはこれからの資産を次の世代に、それこそ毎日登下校する子供たちを見ながら眺めながら、これからどういうふうに次の世代に資産をそれぞれが残していこうかと真剣に考えていく時代でございます。なので、まず吉岡にとっても歴史のある、縁のある、企業さんの場所をしっかりと中心地として押さえることで、それを皆さんに共有していただくことで、沿道の皆さんからも自分たちの資産を提供して、みんなで吉岡の中心市街地に、宿場町にもう一度現代的なにぎわいをみんなで獲得していこうというふうな共有が図られるのではないかなと期待いたします。

最後になりますけれども、最後なかなかおちゃめな表現をされたんですけれども、やすらぎ空間、やすらぎ空間というのは分かります。あとは町民の皆様との協働によりそのにぎわいが、たまたま、例えば中心市街地吉岡の伝統行事とか、たまたまから、それから時々活用されるといいなという期待を最後表明されたんですけれども、何ですかね、そのたまたま、時々のにぎわい、イベントなりお祭りなりの盛り上がりであっても、それがすごく皆さんでいいイメージで生きがいにつながることによって、常日頃これはなかなか費用対効果とか数字で表すことはできないんですけれども、そこに住んでいらっしゃる方々の気持ち、それからつながりのにぎわいに生きていくと思います。なので町長、最後になるんですけれども、やっぱり中心市街地の活性化もしっかり共有していただいて、そしてそこに住んでいる住民の方々の今の生の思いとか、声とかもしっかり共有していただいてこの事業を進めていただきたいと思います。その第一歩、突破口として上町40番地これからしっかり押さえていただきたいと思います。もう一度ご答弁をお願いします。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

上町40番地ですけれども、本当にたまたま、時々というお話をさせていただいてお

ったわけでありませうけれど、本当に自由にちょっと店出してみたいなとかって思う方が、ある意味天候にも左右されずに、ふらっと集まって寄れるような場所にまづなってくればいいなというそんな思いであります。

加えて小学校中学校が文教区として近くにあるエリアでもある中、吉岡小学校の児童生徒の数等々は、これから新たにまた吉岡西部での住宅着工もする中でもありますし、当面減少の見込みもない中、児童生徒のいろんな放課後児童クラブ等々いろんな施設整備も今後必要になってくるのではないのかなというふうな思いもある中、そういった文教地区としてそういったエリアで人が本当簡単に集まれるような場、そういった場になればなというふうな思いであります。そういった意味でも、トイレに加えてちょっとした本当テントスペースみたいな、そういった場を設けられたら楽しい、面白いのではないのかなというふうに思いますが、今後また議会の皆さんとも使い道をいろいろお話をさせていただきながら、もちろんのこと、地元の吉岡の皆さんのお声もお伺いをしながら整備をしてまいりたいなというふうに思いますので、どうぞこれからもいろんなご意見をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

一つ忘れておりました。大事なことだった。住民懇談会も私夜の消防の訓練の合間に参加できる限り参加したんですけれども、その中でにぎわい創出に、前段階のにぎわい創出事業の懇談会に参加した方から、それも多分若い世代の方だと思んですけども、吉岡の中心部だけではなくて本当はにぎわいて私たちの地区でも、それはいわゆるどこの地区でもこれから大事なことだよなという意見が出ました。私それを聞いてとてもそのとおりだなと思ひまして、なので、今回のにぎわい創出事業もまず吉岡の中心部がまず舞台になっておりますけれども、そこでの上がった成果というのをぜひほかの地区でも、ほかの地区のよさ、にぎわいにつなげる、それぞれの課題、裏返すとそれぞれの課題をしっかりと各地区の課題をまずみんな地域住民の方と一緒に解決して、それを1件目の質問ともかぶるんですけども、課題や危険や不安みたいなものをみんなで協議することで、それを行政が町長が一生懸命押すことでそれを安心とか安全とか、そしてにぎわいに変えていくようなそういう行政運営を町長には期待したいと思ひます。

もう一つ本当はあったんですけれども、ちょっと忘れてしまいました。また機会がありましたらぜひまたお話ししたいと思います。

3件目に移ります。

申請時の必要書類に住民の手間は必要かです。第3子以降、育児応援祝い金など、役場へ届け出る申請に必要な書類として戸籍謄本や住民票謄本、納税証明書などの添付を求めています。いずれも課の連携で共有できる情報だと私は思います。行政サービスに書かない窓口やワンストップが求められる今日、住民に手間と手数料を求めることは必要でしょうか。

以上です。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、申請時の必要書類に住民の手間は必要かのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町では、ご質問にありました第3子以降育児応援祝金のほか、各種多様な助成を行っており、この申請が補助要件を満たしているものかどうかを審査をするため証明書類の添付をいただいております。これらの申請の中で、本人から町が審査に必要な税情報を確認することの同意を得て、税証明の提出を不要としている手続もあります。この場合であっても、他市町村からの転入者で課税情報等が前住所地である場合は、証明書を添付いただくことになります。これら税情報のほか、住民情報の利用に関しましては、個人情報の保護に関する条例に基づくものとなりますことから、町の法施行条例及び条例施行規則の整備も含め、庁内の関係課と協議をしていく必要がございます。

また、国ではマイナンバーの情報連携を進めており、連携することでマイナンバー法に基づき異なる行政機関の間で特定個人情報をオンラインでやり取りをし、行政手続の効率化を図っております。利用できる手続は、法で定められた事務に限定されますが、各種手続の際にマイナンバーを記入することにより、これまで必要だった書類証明書を省略できるものです。ただし、条例で定めることにより、法で定められる事務以外の事務、独自利用事務へも利用可能とされ、転入してきた方が法定事務、例えば事業、扶養手当でありますとか、この事務と独自利用事務、例えば第3子以降育児

応援祝金事務などの事業を窓口で申請する場合であっても証明書の添付が不要となり、事務手続の手数料負担が軽減されることとなります。

これまでお答えしたことと、令和5年3月に策定した大和町DX推進全体方針でも取り組んでいくこととしております書かない窓口でも、町民の申請における負担軽減、事務の正確性、効率性の向上を期待されることでもあり、これらを組合せをしましてどのような形で運用をしていくべきなのか庁内で課題を整理し、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（今野善行君）

児玉金兵衛君。

15番（児玉金兵衛君）

それでは再質問を始めます。

ただいまの答弁から、2つのポイントを、2つのポイントというか2つ勉強いたしました。非常に素朴な、私、思ったところを率直に質問にしたんですけれども、その素朴な感覚を含めて今改めて学んだこと2つございます。

1つは、そのシンプルな条件に見えてもいろんな様々なケースにしっかり対応できるような条件でなければならないということが1つ。

それから、まず一つ一つの手続が自分たちで決めたルールではなくて、ちゃんと法令に基づいた条例の施行によってルールがつくられている。簡単ではない、簡単に動かせるものではないし、しっかり深い法の裏づけがあって統計的に立てられたものであるという、2つのことが分かりました。

ですが、一般町民の立場に立って申請する窓口に来るまでに、あっち行ってお金を払って書面を取って、また別なところに行ってお金を払って書面を取って、そして申請書に書いて持ってくるという手間を何とか省けないかなと。マイナンバーカードが今、どんどん進めておりますけれども、周知のとおりその利用率を含めてもなかなか上がっていないと、まだまだその制度が出来上がるまだ途中、途上にあるということは周知のことだと思いますけれども、マイナンバーの普及自体は手段であって目的はやっぱり最終的には国民、住民の、私たちでいえば町民の利便性の向上であります。いろいろ答弁の中で書いてある、しっかりした照会手続やそういう法に基づいたルールというものも、いずれマイナンバーが普及されればそういうのもマイナンバーの制

度の中に含まれて非常にスムーズに照会手続も行われる時代がすぐそこまで来ているという認識も踏まえまして、実は決してマイナンバーに至る前であっても、ちょっとしたこれは意識改革とか、それからちょっとした自分たちの、何ていうんですか、煩雑な行政事務の省略とか、そういうことで解決、もっと簡略化できるものなのではないかなというふうに素朴に思った次第であります。

なかなかこれ質問しづらいんですけども、町長、意識改革の分も含めて行政事務を簡略化していく、もっとシンプルなものにしていくというのは、なかなか条例の縛りとかもあると思うんですけども、この私の質問を受けて町長今どのようにお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

基本今、国も思い切ってDX化を進めておる中であります。全てデジタル化が進んでくれば、もちろんそれに見合うための費用等々かかる部分も国が今面倒見てくれている状況にある中、簡素化されるものが出てきて当然であろうというのは私もその思いであります。そういった中でも書かない窓口含め、行政の手続の改革は必須であろうと思いますし、間違いなくやらなきゃいけないものであろうというふうに思います。

ただ、そういった中でも整理をしていかなきゃいけないという部分が、例えば住民の住所等と生年月日、読み仮名等々含めたその個人情報のいわゆるその住基ネットに関わる情報の閲覧ができるのは、住民基本台帳を扱う業務を持った者だけという形で今制約がされています。加えて、納税情報等々の税務情報に関しては、税務課の業務にあるものって限られている部分があって、ある意味制限がついて情報を統制している部分も事実ある中、課題を整理をして、どれとどれを相乗りをオーケーにするかという部分は各自治体でこれから検討していかなきゃいけない事項であらうなというふうに思います。

今現状、そういった制約がない中で証明書類があるからある意味確実に瞬時に、納税の漏れはないのね、未納はないのね、って確認を例えばできている現状がある中、誰かの職員が今度それを端末をたたいて確認をしなきゃないっていう仕事が発生する部分もあって、そういった意味で誰にどの権限を与えるのかという部分と、どうい

ふうな人員配置をするのかという部分に、2通りの準備が必要であろうと思いますので、これから流れるにはそうやって簡素化していく流れであるべきだろうというふうに思いますので、課題を整理をしながら、また貴重な個人の情報をきちんと保護できるような形で運営できるかという部分も検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

児玉金兵衛君。

15番（児玉金兵衛君）

大事なことを聞かせていただきました。個人情報の保護、非常に今重い行政事務のコンプライアンスも含めて、非常に重く扱って、大切に扱っているんだなというのが今改めて気づかされました。そういった個人情報を扱うのも一般町民から見れば、役場だから全部一緒なんじゃないかと簡単に思ってしまうんですけども、各課によってその扱える情報を、各課の専門のものにすることによって、しっかり役場庁舎全体で情報の統制もしっかり行っている、コントロールしているということも改めて勉強になりました。

その上でなんですけれども、やはりこれから何ていうんでしょう、よく「8がけ社会」とか申します。人口減少もそうですし、大体皆8割、2割はダウンしていくという世の中にこれから入っていくと聞きます。なので、行政における住民サービスにおいても、やはりこれから、何ていうんでしょう、少し乱暴な言い方なんですけれども総整理というか断捨離というか、役場に集まるマンパワーも含めてこれから、少し業務をスリムにして、スリム化して、それは今日の3つの質問の共通のテーマでもあるんですけれども、共有化をしっかりと図りながら、なるべく今後の職員体制でしっかり持てる業務内容にすると。8掛けといいますか、今の業務を例えば80%に縮められるのであれば、残りの例えば20%、10%を、例えばお互い助け合う力に残したりとか、残りの10%を社会貢献する時間に充てたりとか、だからこれからそうやって業務を効率化、簡単ではないと思うんですけども、業務を効率化したり、それからそれを住民の福祉、住民の利便性向上にうまくつなげていくと。それは手抜きではなくて、ちゃんとその効率化が住民に対しても申請手続や何やら非常に便利になると。そういう時代に、上から降ってくる何ていうんですか、今回のマイナカードのような、そういうものだけではなく自発的に新しい俊彦町長のこれからの行政運営の中で、部下と一

緒に行政の効率化、それから住民に対する利便性の向上というのを常に考えていただきたいという願いをしたいと思います。最後にご答弁お願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

行政の効率化、これも必要な事項でありますので常にその意識を職員一同持たせながら努めてまいりたいなという思いでありますけれども、加えて、一部人間の対面での会話等が減ってきている部分、希薄化してきている部分、それでいいのかなという思いもある中、機械がやればいいというような仕事に関しては、これから中でやる仕事のみならず、例えば郵便局さんと業務提携をして一部マイナンバーの発行事業等々をお願いするだとか、住民票の発行等々の業務をお願いするだとか、提携できる部分はやっぱり民と提携をしていきながら、公平な立場でいる公務員であるからこそ対面でいろんな町民の方と、対面でいろいろお話ししていく、そういう人間しかやれないことにもっと注力をしていくべきなのかなというふうな思いでいます。もちろん、その最たるところがやはり教育関係ももちろんだと思えます。やっぱり人対人でありますから、そういった意味でもそういった人対人の仕事に特化していけるように、そういう時間をつくれるよう、業務の効率化を図るべきところを図って省力化できるところは省力化の意識を常に持って努めていながら、全体的な誰がやっても結果同じような結果であるものは、機械に任せるところはやっぱり任せていく時代なんだろうかと、そんな思いであります。それ以上にやっぱり人対人の本当に心がこもった中でのいろんな相談事、またはアドバイス等々、そういった事業にどんどん集中集約できるよう努めていけたらなと、そういう方向に向けたらなと、そんな思いで運用させていただきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議 長 （今野善行君）

児玉金兵衛君。

15 番 （児玉金兵衛君）

住民懇談会で、Q&Aのコーナーで議長を自ら努めて、本当にお一人お一人の町民の質問に課長さんと一緒になって補いながら、一つ一つ丁寧に熱意を込めてお話し

ている町長の姿を今ご答弁を聞きながら思い出しました。効率化もこれからの時代し
っかり進められるでしょうし、その効率化しっかり住民と対面をしながら町長が信頼
を勝ち取って、課長連中と一緒に信頼を勝ち取って行政運営を進めていけるのではな
いかなという願いを込めまして、一般質問を終わります。

議 長 (今野善行君)

以上で児玉金兵衛君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。休憩は2時50分にしたいと思います。

午後2時39分 休 憩

午後2時50分 再 開

議 長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。7番佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

本日最後の一般質問ということですので、張り切ってやりたいなと思ってご
ざいますので、ご協力よろしくお願ひします。

私からは1件2要旨で一般質問をしたいと思います。

町準用河川の指定についてでございます。近年、関東東北豪雨及び東日本台風では、
線状降水帯などによる、異常と思われる量があり浸水被害も発生している。その宮城
県の対策により吉田川改修工事も終わり、安堵しているところではありますが、吉田川
に流入する枝川に多くの被害があり、個人または団体で修復している状況になってい
る。このことから、これらの河川を町で準用河川に指定し対応すべきではないかと考
えるが、以下の点について伺います。

1 要旨、現在、町で管理している準用河川の数は、指定を受けるためには条件があ
るか。また、メリット、デメリットがあればその理由を示してほしいと思います。

2 要旨目、吉田川が特定都市河川浸水被害対策法により、特定都市河川流域の指定
を受けたが、準用河川とその他の川にもたらす影響はあるのか。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、佐々木久夫議員の町準用河川の指定についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、平成27年に発生した関東東北豪雨等で甚大な浸水被害を受けました吉田川上流部におきましては、国、県が吉田川床上浸水対策特別緊急事業として整備を進めておりました遊水地、河道掘削、築堤等の一連の事業が昨年完成を迎え、本年1月13日に事業の完工式が行われましたことは誠に心強いことであり、今後の災害対策のベースの1つが出来上がったものと考えておりますとともに、関係機関とさらなる対策等につきまして連携してまいりたいと考えております。

それでは、1 要旨目の準用河川の数及び指定手続等に係りますご質問にお答えをさせていただきます。

町が指定し管理しております準用河川につきましては、吉田地区で6 河川、宮床地区で2 河川、鶴巣地区で3 河川の合計11河川でございます。

準用河川の指定に当たっては、河川法第100条第1 項の規定に基づき、一級河川または二級河川以外の小河川のうち、水質の汚濁等により住民の生活環境に影響を与えるおそれや不適当な工作物の設置、形状変更等により降雨等において浸水災害をもたらす、またはそのおそれのある河川について、管理の強化を図ることを目的として河川法の適用を準用するため指定するものでございます。

次に、準用河川指定に伴うメリットにつきましては、河川法に基づきます適正な利用と流水機能の維持及び河川環境の整備と保全による河川としての総合的な管理が図られることが考えられますので、河川管理者としてデメリットについては特段ないと思われませんが、指定された準用河川は他の一級河川と同様の運用となるものであります。

次に、2 要旨目の吉田川が特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川に指定されたことに伴います準用河川への影響についてでございます。

特定都市河川浸水被害対策法、以下特定都市河川法というを含む特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律は、近年の気象変動の影響によりまして全国各地で水災害が激甚化し、頻発化し、今後も降水量がさらに増大すること等が懸念されますことから、これまでの治水対策を抜本的に見直し、国や都道府県の河川管理者、下水

道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、上流から下流、本線から支川などの流域全体を俯瞰し、国、都道府県、市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が共同して取り組む流域治水を推進をし、より実効性を高め、強力で推進するために法的枠組みとして令和3年5月10日に公布、同年11月1日に全面施行されました。

改正された特定都市河川法第1条では、浸水被害から国民の生命、財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定をし、浸水被害対策の総合的な推進のための流域、水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留施設の整備、その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図ることを目的として定められております。

本町におきましては、令和5年7月18日付で鳴瀬川水系吉田川等としまして、国、県管理の町内の一級河川15河川を特定都市河川として、その流域を特定都市河川流域として指定しております。同流域内におきましては、河川管理者等が計画的に行う浸水被害防止のための対策による効果が減退しないようにするため、流域内で1,000平方メートル以上の開発等によって現在の土地に対し、雨水の地下への浸透を妨げ、ほかの土地へ流量を増加させるおそれがある行為を雨水浸透阻害行為として県知事の許可が必要となり、降雨前の流水、雨水量より増加しないよう対策工事が義務づけられております。

ご質問の準用河川への影響につきましては、特定都市河川の指定は河川法第3条第1項に規定する一級河川及び二級河川につき、区間を限って指定することができるとされ、準用河川は特定都市河川に指定できないこととされております。このため、直接的な影響はないものと考えておりますが、本町で指定されました15の一級河川の流域は町内全域を対象としておりますことから、流域治水の考えにあります集水域と河川水域のみならず、氾濫区域も定めて1つの流域として捉え、地域の特性に応じ氾濫をできるだけ防ぐ減らすための対策、被害対策を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧のための対策をハード、ソフト一体で総合的かつ多層的に進めるとされておりますので、その考えをより確実なものとするため国、県等をはじめ、流域の関係機関等と連携協働し取り組んでまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

今、答弁をいただきました。答弁をいただいたので再質問をさせていただきたいと思います。

まずは私が感じたのは、吉田川もう改修大体終わったというような話でありましたので、私も現地を見まして、籠釣橋から上流を見ました。ぐっと広げていってるんですけども最後が広がったままで止まっているというような感じで、あまり形のいい止まり方というか改修の終わりじゃない。さらに上流に進むのかなということで、ああいう止め方をしたのかなということで、今後改修の計画があるかどうかお聞きしたいと思います。多分ないと思いますけれども、順次応じていくんではないかなと想定していますが、あの止め方を見ると下手すると上流部も改修するのかなというような感じでおりました。そこら辺を、多分ないと思いますけれども一応確認をさせていただきたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

逆に予想以上に上流まで工事をしていただいたという認識でいるぐらいであります。詳しくはこの後の計画に関しては、担当課長のほうから回答させたいと思います。

議 長 (今野善行君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

それでは、佐々木久夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

県で行っております床上浸水対策特別緊急事業につきましては、籠釣橋までの区間ということで一定の成果を見た完成という形になっておりますが、その上流側につきましては関連工事ということで、右岸側の堤防の低い部分でございますが、そちらの分を関連工事という形で施工いただいておりますという形で、ここまでが今現在計画をいただいております部分という形になってございまして、上流側の分については今のところはまだ明確な計画等はお示しをいただいていないというところでございます。

以上でございます。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

だろうなと思っておりました。それで、もう吉田川は大体完成したということで、逆に1要旨目でありますけれども、吉田の河川が6、準用河川ですね、そして宮床が2、そして鶴巣が3、それだけ準用河川というのは吉田は指定されております。それだけ氾濫するのが多いのかなというようでございます。それで何で今回準用河川にこだわるかということでもありますけれども、何か地元の人が言うのには、準用河川になれば災害のときすぐ町で対応してくれると。その他の河川については、今のところはそういう動きはない。ただ要望があれば、ある程度の割合でもって町から補助が出て、そして地元も出し合って、団体や個人で出し合って修復しているという現状であります。そういうことを考えると、誰でもが準用河川、町の河川にしてほしいというような形になると思いますので、これは町長としてはどのようなお考えでしょうか。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、準用河川ではない河川という意味では普通河川ということになるわけですが、まず準用河川と普通河川、災害があっても、あった場合、どちらも公共土木の施設等災害復旧事業の対象となりますので、その点では工事をするというところでは差はない部分であるという認識でございます。

加えてお話をさせていただくと、先ほどの答弁もさせていただきましたが、準用河川となっておる都市河川の指定をされている準用河川ということになりますと、行政的にはデメリットは特段ないわけにありますけれども、一部河川法の法令を準用する形となりまして、1,000平米以上の開発行為をする場合に雨量がその他周辺地域に影響を及ぼさないようにというところでは開発される方の責務がちょっと増えてくる部分があって、そういった開発者側の責任は重くなる部分あるわけではありますが、災害

復旧、災害等が発生した場合の公共事業等の扱いが変わるとかそういったところはな
いというふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

今、1 要旨、2 要旨が大体重なるような形になると思いますけれども、私が言っ
ているのは都市河川じゃなくて今の準用河川、これらが、2 要旨目に行ってしまうん
ですけども、都市の中に当然入ってくると思いますけれども、その準用河川、そのほ
かに枝線ありますよね、重要河川に指定されないやつ。例えば、ここで大きく考えら
れるのは洞堀川であります。あれは河川で何か排水がほとんどやって、吉岡の町から
行ってる河川、それが2級河川とか県の管理ということになっていますよね。そ
こら辺がちょっと我々とすれば曖昧であり、逆に吉田のほうにあります栃木沢とか、
あと金取のほうの根古川と反対側で若畑から流れる川、あれもかなり延長も長いし川
幅も広いということもありまして、町で指定する場合はそういう条件っていろいろ考
えているのか。それとも地元で、地元の人が準用河川にしてほしい、単なる河川より
も何か準用河川という町重みがあるような気がするんで。そこら辺はどのような
形で町で指定しているか。前々からこういうんだってなれば仕方ないんでありますけ
れども、この指定する方法があれば教えていただきたいなと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

先ほど最初のご回答とちょっとかぶる部分にももちろんなるわけですけども、準用
河川の指定に当たりましては、河川法の第100条の第1項の規定に基づく形で指定を
させていただくことになりまして、一級河川または二級河川以外の小河川のうち、水
質の汚濁等により住民の生活環境に影響を与えるおそれや、不適當な工作物の設置、
形状変更等により降雨等において浸水被害をもたらす、またはそのおそれのある河川
について管理を強化するという意味で指定ができることというふうになっておりまし
て、逆に指定をされることによっていろいろ河川の工作物に制限がかかるであるとか、

いろいろ形状、あえて意図的に変えられないとか、様々な制約がつくところもありまして、消火栓であれば農業用水等を引っ張るのに形状なりをある程度変えても騒がれない部分もありますが、指定をされてしまうと逆に勝手に手をつけられなくなる部分もあつたり、様々な制約も出てくるのも現状でありまして、その辺は皆さん方のご意向も多分伺いながらという部分にはなるかと思うんですが、そういった制約がつく部分と、あと農地に絡んだ中で何か災害があった場合に、農地ならではの修繕の方法のほうが早いケースもあつたりする中、どちらがよいの、必ずしも準用河川に設定されたほうが全てがうまくいくというものでもないのではないかというふうな思いでおりますが、住民の皆さんとも必要があれば協議をさせていただきたいと思ひます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

そういうこともあつたんで、私の質問の中でメリットとデメリットはありますかという質問をさせていただきましたんですけど、デメリットはないというふうなお答えがあつたんで質問させていただきました。ただ、河川法100条については我々は分かりません。ただ、担当課は多分分かっていると思ひますので、順次そういう説明というか、一般町民は分からないと思ひますので、早い話、さっき不当な工作物の設置というような話ありました。確かに自分の家、土地をその川、後ろ流れていれば自分の土地が減っていくわけですね、雨降るたびにね。そうするとどうしても工作物を造る、そして守ると、自分たちで守るということは当然あると思ひます。確かに準用河川にすればそれはできないよと。単なる河川であればできるということになってよろしいんですか、今の話を聞いくと。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

準用河川なら駄目なんですねというお話と、もう一方で普通河川との差というところになるんですかね。ちょっとその制限に関しては、ちょっと私も定かではない部

分があるので、今のお問合せにつきましては担当課から回答させます。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは、佐々木久夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

準用河川の場合につきましては、先ほど町長が答弁したとおり河川法にのっとった形の管理の手法を取らせていただきます。

普通河川につきましては、基本的にいわゆる青線という、公共物の管理が適用されますので、大和町の条例等に基づく管理というような形になってまいりますので、普通河川といっても公共物管理条例の中での適用という形で、そこは普通河川であればどなたでも通常に手をかけていいというものではなくて、まずご協議をいただくという形になってくるかと思えます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

まあ、そうでしょう。当然そうなると思えますけれど、それでお聞きしたいのは、例えば自分の土地を守る、そして雨が降ったたびに流されるということで工作物を造りたいと。そういう届出を当然必要だというのは、多分町民は分からないと思えます。そこら辺は今度正式に、こういう都市浸水対策が出た以上は、浸透してというか住民にちゃんとお知らせをしていただきたいと思います。というのは、この河川については工作物当然下流のほうなんでやっておりますけれども、そのほかに支障木がいっぱいあるんですね。これについての管理については、準用河川については町でやってくれると思えますけれども、これらの河川も準じて青線ということがあるので、当然町でやってもらえるでしょうか。そこら辺、お願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

準用河川、普通河川という意味では町が管理すべきところではあるんであろうというふうに思いますが、その他の小河川の件だと思いますので、そこについては担当課のほうから回答をさせたいと思います。

議 長 （今野善行君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長 （児玉安弘君）

それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

今、お話のありましたいわゆる法定外公共物につきましては、受益者の方々のご協力によって整備をいただいているのが実情でございます。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

自分たちでやれというような答えでありますけれども、これちょっと納得できない部分もあります。というのは、あれだけ支障木が出てくれば、ちょっと地元というか個人ではできないという、現地を少し見ていただきたいなと思っております。そういうことでありますので、例えば、地元、町のある程度助成、補助金をいただいてやれというならば多分地元はできると思います。そこら辺も今後、町長に考えてもらいたいなと思います。特に、現状を見ながら90%ぐらい出してもらおうと本当に助かるんですけれどもね。そこら辺も含めて、ひとつお願いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、まず準用河川、普通河川となった場合に、今度水利権等もあくまでも町なり、公にある形になる部分と、あくまでも個人、またはその団体の方々に受益権、受益者負担というやっぱり考え方がどうしても出てくるのが一般的であろうなというふうな思いがあります。何らかその補助メニューができないのかという部分は検討する、もちろん余地はあるであろうなと思いますが、とはいいまして受益相当のご負担をお願いをするのが正常であろうなというふうな思いがまず持っておるところであります。個別の事情については地域の方々からいろんなご相談を受けて協議をしてみたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

私言っているのは用水とか関係なくて、まるきり排水ということですので、今の答弁の中でありましたので、いろいろ考えていただいて現地を見て地元の人と相談しながらやっていただければいいのかなと思っております。

それで1要旨目が終わりたいと思いますけれども、2要旨目でございます。

この都市河川の指定ということでもありますけれども、吉田川が完成しまして、もう吉田川はほとんど被害がない、災害がないというような判断から、逆に今度は地域に対して治水、水を流すなど、余計な水を、要するに流すなどということですので、これ町から多分いただいたと思いますので、そこの中を見るとほとんどの治水、遊水池それに対する協力的な、何ていうんですか、義務的なもので何か言われて流域のね、河川にしたんじゃないかなと伺っております、見ております。

それで、今後、先ほど町長が言いましたとおり1,000平米開発行為、これは昔から当然あった開発行為でありますので、さらに強化する。そのほかに一般住宅もますます浸透性にしなさいとかいろんなことを、舗装も浸透性にしなさいとかいろいろ規制ばかりが特定河川だったっけ、そういう状況が多いようであります。しかしながら、いろんな対策に対しては予算とか、税制待遇があるというように書かれております。その中で、実際対策する場合、県の許可ということに、認可ということになっているようでありますけれども、実際にいろいろなこういうふうにする、します、こういう舗装をしますと言ったら、これは本当に予算つけてもらえるか、今多分町でも勉強

中といういろいろなことをまだはつきり、3年に出たばかりなんでかなり時間かかって分かってというか、国からのいろいろな指導、ヒアリング等もあると思います、県からも。そこら辺を今後よく注意していただいて、特定河川になって果たして我々に何の特典があるのかという感じであります。

それで質問させていただいたのは、この流域について、氾濫を防ぐための対策、被害対象を減少させるための体制ということで、軽減ということでもありますけれども、ここに最後のほうに安心したんですけれども、国県流域の関係機関と連携し協働し取り組んでまいりますという、まいりたいというお答えが町から出ております。実際こういうふうになるかどうか、国との今までのいろいろなヒアリング等でどの程度までヒアリングされているか、そこら辺をお聞きしたいなと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

佐々木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず流域治水についても、もう少しご説明をさせていただきたいという思いですが、この流域治水の考え方ではありますが、あくまでも浸水災害等に困られる下流域の問題の方、下流域にお住まいの方だけの問題ではなく、上流域の方もできることはとにかくできる限りのことはして、町内なりその指定された水域で水害等がないようにというのが大前提で、下流も上流もなく全域で対応策をしていきたいと思いますというのが1つの考え方です。そんなこんなある中、今、田んぼダムでありますとか、あとため池の改修を行って一時的な雨水を受け入れられるような環境が造れないとか、大雨が降ったときに一気に河川に水が流れないようにという趣旨での、それを川の上流下流関係なく全域でみんなで分け合ってやりましょうというのがこの流域治水の考え方だと思います。もちろんそれに伴って、都市河川に指定をされていなければ1,000平米の開発であった場合には、別に必要とされなかった雨水の処理であるとか、そういった処理が開発者の負担として発生しておるのも現状ではありますが、それもこれもまず全域でみんなで守りましょうと。決してその下流の方だけの問題ではないですよというのが前提であるなというところから、上流域の皆様方にも、吉田の皆様方にもいろいろご協力をお願いしなきゃいけない部分なんだろうなというふうに思います。

国や県等のどういう情報連携をしているのかというお話でありましたけれども、北

上川の河川事務所さん等と、年に地区で起こされている協議会を通じての会合等々もある中、年に4回から5回、現状の確認をしていただいたりでありますとか、流域治水のモデル事業的などところということで、特にこの吉田川は扱っていただいている中、例えばなんです、何もしなければ堤防に柳の芽が生えて、それが結果的に堤防の決壊につながっては困るという思いから、あえて下桧和田の皆さんと協議会をつくられて、下桧和田、上桧和田の皆さんですね。柳の芽を春先に全部刈り取って、それ以上増やさないようになっていう対応もされていたりもしております、そういった作業にも国交省の河川事務所の方々もいらして一緒に作業をされたりとか、一緒に汗をかいていただいている現状であります。今のあと吉田川のみならず、取水堰をどこに造るか等々、水利組合さんとも県も交えた中で4者で年に2度以上打合せをする場ももちろんございますし、そういった意味では幅広く頻繁に会合をさせていただきながら情報共有をさせていただいて、いろいろやるべきことを検討させていただいている現状であるということご説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

今、吉田の話をしていただきました。私は今はとてもいいお話を聞きました。というのは、ため池ですよ。吉田って結構ため池があります。ただ、老朽化して果たして治水になっているか、なっていないかちょっと分かりませんが、この間ため池は大和町に何百という数があるということがこの間報告をされておりました、その管理について個人のもを含めて町である程度管理しているというような話をされたような感じがあります。それで吉田にもため池が結構あります。この間、安全柵ですか、網にネットとかいろいろ張っていただきました。大変ありがたかったですけれども、逆に治水の役目、要するに治水、ため池って両方あるんですよ。治水の役目とまた他に利用する用水路、用水とか水の用水とかそういう役目もあると思います。今後こういういろんな準用河川とか、土地には関係ない、都市河川には関係ないというような話でありますけれども、治水という意味があればため池にもある程度の予算をつけてもらって、完全なものに将来できるのかどうか。一気にというのは難しいでしょうけれども、例えば要望があればそのため池を改修するというような形があり得るかどうか。そこら辺お願いします。

議 長 (今野善行君)

ちょっと通告からは、ちょっとずれてきているんですけど。まず、町長。

町 長 (浅野俊彦君)

再質問にお答えさせていただきたいと思います。

流域治水の一つの考え方として、ため池自体の機能強化の話題は会議の中でもいろいろ出ております。そういった中で、今年モデル的な事業としてため池の改修をしながら治水機能を持たせたらどうなるんだというところで、落合の蒜袋地区のため池を改修いただくこととしております。そういった動向も見ながら、費用対効果を見ながらどこまで波及できるのかはこれからの課題になるんであろうなと思いますが、そういった実証実験も行っていただいていることをお伝えをさせていただき、今はそれ以上のことはなかなかとは申し上げられないのも現状でありますので、まずはそんな状況で今実験をしておるということをお伝えしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

そういう今、実際にやってみてどうかということでもありますので、それらを試しにやっていただいて、治水効果そして用水との関係がどのようになるか、これは当然検討していただきたいなと思ってございます。

準ずるものがいっぱいあるということだけを、町で覚えてというか、管理に関して非常に大切だと思っておりますので町でちゃんとした管理をしていただきたいということでございます。いろんな今、1,000平米で治水をため池を造らなければならないということで、徐々に流す方法ということでやっておりますけれども、実際の管理というのはどこでやって、町でやっているんですか、それとも先ほど持ち主でやるという話もありますし、例えば吉岡南では解散しましたんですけど、組合でもっていろいろ管理やっていて、最後は町にということでもありますので、これらの管理について将来について減らすと堆積道を掘削したり、流れが悪くなったりすることがあると思いますので、この管理については今後ずっと町でやっていくんでしょうか。そこら辺ちよっ

と聞きたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

基本的に公共物に関しては、もちろん町で管理するところであろうと思いますが、特定都市河川に開発されて以降、開発者側がその行為を行うために一気に河川に水を流さない設備、施設であるというところからすると、基本はその設置者なり、その受益者が管理していくべきところであろうというふうに思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。ぜひ流域治水の考え方、ご理解をいただきまして、ぜひご協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

最後に質問したいと思います。

この間、宮床のある道路行ったら、すばらしいメガソーラー、あれは何か宮床なんか抜けるところだったね。あれは、ある会社でやっているんであります。そこを見たら治水に関してもすばらしい形で、民間でありますけれどもやっておりました。ああいうのが今後されるんじゃないかなと期待をしておりまして、管理は当然あの会社がやるのかなと思っておりますけれども、その管理について、管理の管理、要するにその管理、何ていうんですか、民間でやっているそういう治水にする管理は町では立ち入って、指導なりそういうのができるんでしょうか。そこら辺では、県でやるのかな。ちょっとよく分かりませんが、被害実際、万が一壊れた場合被害を受けるのは町なんで、町での管理はできるかどうかというのは、また質問別になってしまいますけれども、あくまでも管理ということでありますので、この治水にする、治水の管理について最後伺って終わりたいと思いますけれども。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

一級河川に準じるという形での開発行為の許可申請であって、許可権者は県になるであろうと思いますので、そこは県になるかと思います。ただ、所在する市町村という意味では、もちろんそこは情報の共有化をしながら、情報は得ていく必要があるであろうなと思いますけれども、先ほどのメガソーラーできれいに設置をされていたという部分は、この部分、特定都市河川のこの考え方とは別に通常の県の開発許可を申請をしなければならない、開発面積であってですね。もちろん県の要綱に従った中で流水計算をされ、設定された調整池であったであろうなというふうに思いますけれども、そこは許可権者は県に同じくなるであろうと思いますが、県ともその点は情報共有化をしてみたいと思いますよう努めていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

以上で一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （今野善行君）

以上で佐々木久夫君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時36分 延 会